

水俣病事件資料集

1926—1968

全二卷

水俣病研究会編

葦書房

水俣病事件資料集

1926
—
1968

凡例

〈資料の配列について〉

一、資料は作成者別に分類し、各項目(項目分類がない場合は節)ごとにそれぞれ作成年月日順に配列した。

一、日誌や月報など長期にわたる資料は、原則として各編ごとに初出時点に一括して収録した。

一、行政や企業の内部文書等で複数の日付がある場合は、原則として決裁日や施行日に拠った。

一、年月日が不明な資料は、前後関係から推定できる場合はそれに拠った。月が不明の場合は該当年次の最後に、日が不明の場合は該当月の最後に配列した。

一、契約書や要望書などの当事者が複数の場合は、先頭の署名人の所属する節(または項目)に配列した。

一、各編ごとに、資料の通し番号を付けた。注記、解説等で資料を指示する場合は、編番号と資料番号を合わせて表示した。

〔例〕Ⅱ-169(第Ⅱ編の資料-169)

〈資料の表記について〉

一、編者が原資料に補った部分は、すべて「 」で表記した。

〔例〕〔細川ノートⅠ〕(一九五九年一月六日)

一、抄録の場合は、略した部分を(略)と表記した。

一、資料中の注記は語句の右に(1)(2)(3)……を付して表示し、資料標題の注記は標題右下に*で表示、それぞれ該当資料末尾に注を記した。

一、原資料が横書きの場合は、資料番号の枠に下線を付した。

〔例〕169

一、資料本文中の数字は原則として漢数字を使用した。原資料が横書きの場合、数量を示す数字は算用数字を使用、横書きとした。

一、資料の表、付表は原則として横組みとし、数値の表記はすべて算用数字を使用した。

一、単位記号や原子記号、化学式・数式などは、原則として横書きとした。

一、明白な誤字・脱字は訂正した。誤字に意味があると判断した場合には、(ママ)と傍注を付した。ただし、同一資料中に同じ誤字がある場合は、初出を(ママ)とし以降は省略した。

一、原文が読みにくい場合、句読点・改行等は、適宜改めた。

一、不明字句は□□□や注で表記した。

一、固有名詞以外は、原則として新字体に改め、旧仮名遣いは原文のままとした。

一、「()」(「)」(「)」など原資料の囲み表示は、原則として「()」に統一した。

一、固有名詞(人名、地名など)は、プライバシー保護が必要と判断した場合は、原則として伏せ字(○)にした。

一、原資料の太文字や傍線・傍点・下線などは、原則として省略した。

〔上巻〕

まえがき

第I編 事件前史 一九二六年四月―一九五六年四月

解説／第一章―第四章(資料1―29)

第II編 事件発生から見舞金契約締結まで 一九五六年五月―一九五九年二月

解説／第一章―第六章(資料1―448)

〔下巻〕

第III編 見舞金契約締結から政府見解発表まで 一九六〇年一月―一九六八年九月

解説／第一章―第七章(資料1―364)

補遺(資料1―7)

あとがき

索引

第二節 漁業協同組合

一 水俣市漁業協同組合

第Ⅲ編 見舞金契約締結から政府見解発表まで

(一九六〇年一月—一九六八年九月) 九七一

【解説】

九七三

第一章 患者・漁民

第一節 水俣病患者家庭互助会

1 [竹下武吉メモ]Ⅱ

一九六〇年一月三日—一九六三年八月二八日 九九五

2 船場恵美香書簡(桑原史成宛)

一九六〇年一月七日 一〇〇一

3 中津美芳書簡(新潟県民主団体水俣病対策会議宛)

一九六七年九月二〇日 一〇〇一

4 共同声明

一九六八年一月二四日 一〇〇二

5 請願書

一九六八年三月二五日 一〇〇二

6 陳情書

一九六八年三月二八日 一〇〇三

7 陳情書

一九六八年五月一〇日 一〇〇四

8 ぜつきょう

一九六八年五月二七日 一〇〇四

9 水俣病の闘いに対する支援要請

一九六八年八月 一〇〇八

10 脱退届

一九六八年九月二六日 一〇〇九

11 陳情書

一九六八年九月二日 一〇〇九

12 水俣市漁業協同組合臨時総会議事録(抄)

一九六〇年一月三〇日 一〇一〇

13 [水俣病関係補償交渉申入れ書]

一九六〇年二月一七日 一〇一八

14 水俣病関係被害補償要求について

一九六〇年二月三日 一〇一八

15 [漁業補償幹旋依頼覚書メモ]

一九六〇年四月二〇日 一〇二〇

16 [水俣病漁業補償要求趣意]

[一九六〇年四月] 一〇二〇

17 昭和三三年度通常総会議事録(抄)

一九六〇年六月六日 一〇二一

18 昭和三五年度事業計画書(抄)

一九六〇年六月六日 一〇二二

19 水俣地先海面火共第二二号権内にての操業禁止方について

一九六〇年六月九日 一〇二三

20 昭和三五年度臨時総会議事録(抄)

一九六〇年六月二八日 一〇二三

21 嘆願書

一九六〇年八月五日 一〇二六

22 昭和三五年度第二回臨時総会議事録(抄)

一九六〇年八月一六日 一〇二七

23 漁業組合員の皆さん

一九六〇年九月二〇日 一〇三三

24 監視船の経費補助について

一九六〇年九月二七日 一〇三三

25 いか釣りによる赤字の補助方について

一九六〇年九月二七日 一〇三三

26 漁業組合の皆さん総会を開いて役員を改選しましょう

一九六〇年九月二八日 一〇三四

27 昭和三五年度第三回臨時総会議事録(抄)

一九六〇年一〇月一五日 一〇三四

28 幹旋委員会

一九六〇年一〇月二〇日 一〇三八

- 29 誓約書 一九六〇年一月二十九日 一〇三九
- 30 奇病と部落民 (一九六〇年一月) 一〇三九
- 31 誓約書 一九六〇年二月二日 一〇四〇
- 32 補償金配分委員会会議録(抄) 一九六〇年二月三日 一〇四一
- 33 補償金配分委員会会議録(抄) 一九六〇年二月三日 一〇四二
- 34 昭和三六年度事業計画書(抄) 一九六一年五月五日 一〇四三
- 35 陳情書 一九六一年二月一日 一〇四三
- 36 昭和三六年度水俣病危険海域操業禁止指導費補助金実績報告書 一九六二年三月三日 一〇四五
- 37 昭和三六年度通常総会議事録(抄) 一九六二年五月二日 一〇四六
- 38 昭和三七年度事業計画書(抄) 一九六二年五月二日 一〇四七
- 39 昭和三七年度漁船利用計画について 一九六二年六月二日 一〇四八
- 40 私たちはだまされない／漁民就労者の怒り 一九六二年一月九日 一〇五〇
- 41 陳情書 一九六二年一月 一〇五一
- 42 昭和三七年度臨時総会議事録(抄) 一九六二年二月八日 一〇五一
- 43 昭和三七年度臨時総会議事録(抄) 一九六三年一月七日 一〇五五
- 44 昭和三七年度通常総会議事録(抄) 一九六三年五月七日 一〇五八
- 45 昭和三八年度事業計画書(抄) 一九六三年五月七日 一〇五九
- 46 昭和三八年度通常総会議事録(抄) 一九六四年五月八日 一〇六〇
- 47 昭和三九年度事業計画書(抄) 一九六四年五月八日 一〇六一
- 48 昭和三九年度臨時総会議事録(抄) 一九六五年一月九日 一〇六二
- 49 昭和三九年度通常総会議事録(抄) 一九六五年五月四日 一〇六三
- 50 昭和四〇年度事業計画書(抄) 一九六五年五月四日 一〇六四
- 51 昭和四三年度通常総会議事録(抄) 一九六六年五月三日 一〇六五

二 津奈木村漁業協同組合

- 52 奇病対策協議会記録(抄)Ⅱ 一九六〇年一月—一九六一年六月 一〇六六
- 53 水俣病漁業対策事業実績報告書 一九六〇年三月二十六日 一〇六七
- 三 湯浦町漁業協同組合
- 54 水俣病漁業対策事業実績報告書 一九六〇年三月二十九日 一〇六八
- 55 漁業廃業証明書 (一九六一年九月) 一〇六八
- 四 その他
- 56 役員会会議録(抄) 一九六〇年一月二日 一〇六九

第三節 熊本県漁業協同組合連合会

- 57 水俣病／紛争遂に解決する・その三(熊漁連情報第一七号) 一九六〇年一月二日 一〇七〇
- 58 編集後記(熊漁連情報第一七号) 一九六〇年一月二日 一〇七四
- 59 水俣事件裁判費用関係漁協割当明細表 一九六〇年一月三日 一〇七四

第四節 水俣市鮮魚小売商組合

- 60 陳情書 (一九六〇年二月三日) 一〇七五
- 61 連帯保証書 一九六一年八月二日 一〇七六

第二章 チツソ株式会社

第一節 排水処理

- 62 醋酸課五、六、七期アルデヒド軸流ポンプグラント改造の件 (稟議書) 一九六〇年一月七日 一〇七七

63 廃水委員会議事録 一九六〇年二月一〇日 一〇七七

64 醋酸課アルデヒド工場精ドレン回収工事の件(稟議書) 一九六〇年二月一三日 一〇七八

65 アルデヒド醋酸廃水、塩化ビニール廃水処理方法変更の件 一九六〇年二月二五日 一〇七九

66 逆送水処理試験結果 一九六〇年五月一六日 一〇七九

67 醋酸課五、六、七期アルデヒド装置中間コンデンサーチューブをステンレス管に取替への件(稟議書) 一九六〇年六月一六日 一〇七九

68 排水管理月報 一九六〇年二月一日〜一九六一年七月六日 一〇八〇

69 S四一年度公害関係工事 一九六六年二月五日 一一〇一

70 [排水処理系統図] 一九六八年 一一〇二

第二節 水俣病対策

一 患者・漁民関係

71 稟議書 一九六〇年二月一七日 一一〇四

72 契約書 一九六〇年五月三日 一一〇四

73 覚書 一九六〇年五月三日 一一〇五

74 契約書 一九六〇年一〇月二五日 一一〇六

75 覚書 一九六〇年一〇月二五日 一一〇七

76 諒解事項 一九六〇年一〇月二五日 一一〇八

77 水俣病患者一覽表(抄) 一九六四年一月 一一〇八

78 覚書 一九六四年三月一四日 一一一一

79 契約書 一九六四年四月一七日 一一一一

80 覚書 一九六四年五月一七日 一一一二

81 覚書 一九六五年五月二日 一一一二

82 覚書 一九六六年六月三〇日 一一一三

83 諒解事項 一九六六年六月三〇日 一一一三

84 契約書 一九六八年三月六日 一一一四

85 [徳江毅水俣支社長記者会見] 一九六八年九月一六日 一一一四

二 行政関係

86 厚生省見解の發表に當つて 一九六八年九月一六日 一一一七

第三節 社内研究

一 水俣工場技術部

87 八幡残渣プール浸透液 一九六〇年二月 一一一八

88 海底調査報告書 一九六〇年三月二日 一一一八

89 昭和三三年度奇病実験報告書(抄) 一九六一年三月 一一二一

90 昭和三五年度奇病実験報告書第一補冊(抄) 一九六一年 一一四四

91 [分析係メモ] 一九六一年九月 一一四八

92 精溜塔廢液について 一九六二年二月 一一四九

93 水俣工場排水分析法(抄) 一九六四年二月一日 一一五一

94 分析関係ノート(抄) 一九六九年 一一五二

二 水俣工場附属病院

95 毛髪中のHg定量 一九六〇年二月 一一七六

96 毒性検定試料一覽表 一九六〇年一〇月二〇日 一一七七

97 魚貝の水銀分析 一九六一年四月三日 一一七八

98 [動物実験結果一覽表](抄) 一九六二年二月 一一七八

第四節 水俣工場新聞

99 水俣病／患者紛争も解決／年末ぎりぎりの調印

一九六〇年一月二〇日 一一八一

100 排水浄化装置の竣工／完璧となった排水処理

一九六〇年一月二〇日 一一八一

101 水俣病／漁業紛争八カ月ぶりに解決へ／就労、振興会社プ

ラス立上り資金七五〇万円／幹旋委員会の調停案をのむ

一九六〇年一〇月二〇日 一一八二

102 概要案内書

一九六〇年一月二〇日 一一八三

103 質的転換を要請される水俣／進出目ざましい石油化学に対

処して／従組の役割りも大きい(社長談)

一九六一年二月二〇日 一一九〇

第五節 その他

104 新入社員の手引I(抄)

一九六一年四月 一一九三

105 賃上げ等に関する件

一九六二年四月二七日 一一九八

106 会社回答

一九六二年六月一九日 一二九九

107 市民の皆さん／組合員諸君／しずかに読んで下さい

一九六二年八月一八日 一二〇〇

108 争議妥結協定書

一九六三年一月二二日 一二〇二

109 賃金協定書

一九六三年一月二二日 一二〇三

110 争議行為に伴う個別的責任等の処理に関する協定書

一九六三年一月二二日 一二〇四

111 覚書

一九六三年一月二二日 一二〇五

112 過剰人員問題／会社整理案を両組合に提示(勤労部報)

一九六三年八月二九日 一二〇五

113 昭和四三年元旦／市民の皆様へ／謹しんで新年の御祝詞を

申し上げます

一九六八年一月一日 一二〇七

第三章 国・県・市

第一節 水俣市

114 陳情書

一九六〇年二月二七日 一二〇九

115 水俣病の影響による保護の状況(漁業世帯)

一九六〇年三月末 一二一〇

116 昭和三五年度特別交付税にかかる特殊事由調(抄)

一九六〇年一月 一二一一

117 昭和三六年度水俣市特殊事情調査

一九六一年一月 一二一六

118 昭和三一―三五年度間水俣病関係支出額調

一九六一年 一二三〇

119 水俣港改修事業にかかる浚渫工事の実施に伴う同意方願

いについて

一九六二年一〇月二九日 一二三一

120 毛髪中の水銀量検出結果について

一九六三年一月一〇日 一二三二

121 復命

一九六三年三月 一二三三

122 水俣港浚渫について

一九六三年七月一六日 一二三三

123 (人鹿山教授との電話要旨)

一九六三年一月二七日 一二三三

124 水俣病患者現況(在宅)

一九六四年一〇月 一二三四

- 125 契約書 一九六四年二月三日 一二二六
- 126 公害対策について 一九六五年九月二三日 一二二八
- 127 水俣病関係陳情書 一九六八年六月 一二三一
- 128 水俣病調査対策関係経費調 一九六八年九月二〇日 一二三四
- 129 陳情書 一九六八年九月三日 一二三五
- 130 水俣病関係診療費支出額内訳 一九六八年九月 一二三六
- 131 水俣病患者取扱いについて要望 一九六八年 一二三七
- 132 特殊学級(養護)教室の設置について 一九六八年 一二三七
- 一 水俣市議会
- 133 奇病対策特別委員会日誌(抄) 一九六〇年一月三日―二月二七日 一二三七
- 134 昭和三十五年第一回市議会定例会(抄) 一九六〇年三月二日 一二四二
- 135 昭和三十五年第二回市議会臨時会(抄) 一九六〇年四月三〇日 一二四四
- 136 昭和三十五年第三回市議会定例会(抄) 一九六〇年六月二九日 一二四六
- 137 漁民問題についての要望書 一九六〇年七月二日 一二四七
- 138 漁民問題についての要望書 一九六〇年七月三日 一二四八
- 139 (奇病対策特別委員会日誌)一九六一年二月二日―八月七日 一二四八
- 140 昭和三十六年第五回市議会臨時会(抄) 一九六二年七月二四日 一二五〇
- 141 昭和三十七年第四回市議会定例会(抄) 一九六二年一月一日 一二五一
- 142 昭和三十七年第五回市議会定例会(抄) 一九六二年二月二四日 一二五六
- 143 昭和三十八年第三回市議会定例会(抄) 一九六三年六月二八日 一二五六
- 144 昭和三十八年第五回市議会定例会(抄) 一九六三年一月二日 一二六〇
- 145 昭和三十八年第六回市議会定例会(抄) 一九六三年二月二四日 一二六六
- 146 昭和三十九年第一回市議会定例会(抄) 一九六四年三月三日 一二六六
- 147 昭和三十九年第三回市議会定例会(抄) 一九六四年九月二八日 一二七〇

第二節 その他の市町村

- 148 昭和四〇年第二回市議会定例会(抄) 一九六五年三月二五日 一二七一
- 149 昭和四〇年第五回市議会定例会(抄) 一九六五年六月二四日 一二七四
- 150 昭和四〇年第六回市議会定例会(抄) 一九六五年九月二日 一二七七
- 151 公害対策特別委員会日誌 一九六五年二月二日 一二七八
- 152 公害対策特別委員会日誌 一九六六年五月二五日 一二七九
- 153 昭和四一年第三回市議会定例会(抄) 一九六六年六月二八日 一二七九
- 154 チッソ株式会社水俣工場の公害対策について(昭和四一年度協議会) 一九六六年二月二四日 一二八三
- 155 昭和四二年第二回市議会定例会(抄) 一九六七年三月二四日 一二八五
- 156 昭和四二年第四回市議会定例会(抄) 一九六七年六月二〇日 一二八七
- 157 昭和四二年第五回市議会定例会(抄) 一九六七年九月二五日 一二八八
- 158 昭和四二年第五回市議会定例会(抄) 一九六七年九月二八日 一二九一
- 159 昭和四二年第七回市議会定例会(抄) 一九六七年二月二五日 一二九六
- 160 昭和四三年第三回市議会定例会(抄) 一九六八年六月二九日 一二九九
- 161 昭和四三年第五回市議会定例会(抄) 一九六八年九月二四日 一三〇七
- 162 昭和四三年第五回市議会定例会(抄) 一九六八年九月二七日 一三一六
- 163 水俣病対策について 一九六〇年一月 一三一八
- 164 昭和三十五年出水市議会第四回定例会会議録(抄) 一九六〇年二月二日 一三一九

第三節 熊本県

一 熊本県

- 165 復命書 一九六〇年一月六日 一三二二

- 166 水俣病患者診査協議会申合せ事項 一九六〇年二月三日 一三三二
- 167 (毛髪検査実施打合せ会問題点) 一九六〇年二月九日 一三三三
- 168 供覧(水俣病に関する毛髪検査打合せ会) 一九六〇年三月一日 一三三五
- 169 水俣病疑患者調査記録 一九六〇年六月五日 一三三六
- 170 新日本窒素肥料株式会社水俣工場の排水水質について 一九六〇年七月九日 一三三六
- 171 毛髪検査実施について 一九六〇年一〇月二九日 一三三八
- 172 契約書 (一九六一年一月下旬) 一三三九
- 173 水俣病ネコ問題のその後 (一九六一年五月三日) 一三三〇
- 174 水俣病患者審査申請について 一九六一年六月六日 一三三〇
- 175 岩○良○の協議会経過 一九六一年六月 一三三一
- 176 水俣病に関する試料検査依頼について 一九六一年九月三日 一三三一
- 177 水俣病に関する試料の検査依頼について 一九六一年九月二九日 一三三一
- 178 水俣病患者診査会規程 一九六二年一月 一三三二
- 179 水俣病診査会における水俣地方の脳性小児マヒの診査経過について 一九六二年一月二九日 一三三三
- 180 水俣港改修事業(航路、泊地浚渫)と水俣病との関連について (照会) 一九六三年三月一日 一三三六
- 181 復命 一九六三年三月二五日 一三三七
- 182 水俣港改修事業と水俣病との関連について 一九六三年三月二九日 一三三九
- 183 水俣病患者の治療研究費の国庫補助について 一九六三年一〇月二日 一三三九
- 184 熊本県水俣病患者審査会設置条例 (一九六四年三月二日) 一三四一
- 185 契約書 一九六四年二月二日 一三四二
- 186 水俣港浚渫について (一九六五年)八月二六日 一三四二
- 187 昭和四二年度熊本県水俣病患者審査会 一九六八年三月二六日 一三四三
- 188 チソソKKより水俣病発生以来、水俣病患者および漁協関係に対し支払われた見舞金、漁業補償金等調 一九六八年五月九日 一三四六
- 二 水俣病年報
- 189 熊本県水俣湾産魚介類を多量摂取することよつて起る食中毒について 一九六〇年三月 一三四六
- 190 熊本県水俣湾産魚介類を多量摂取することよつて起る食中毒について 一九六一年二月 一三五三
- 191 熊本県水俣湾産魚介類を多量摂取することよつて起る食中毒について 一九六二年一〇月 一三五八
- 192 熊本県水俣湾産魚介類を多量摂取することよつて起る食中毒について 一九六五年一月 一三六一
- 193 熊本県水俣湾産魚介類を多量摂取することよつて起る食中毒について 一九六七年二月 一三六七
- 194 熊本県水俣湾産魚介類を多量摂取することよつて起る食中毒について 一九六八年二月 一三七〇
- 三 熊本県議会
- 195 昭和三五年三月定例会会議録(抄) 一九六〇年三月一四日 一三七三
- 196 昭和三五年三月定例会会議録(抄) 一九六〇年三月一五日 一三七七
- 197 昭和三五年三月定例会会議録(抄) 一九六〇年三月二日 一三七八
- 198 昭和三五年六月定例会会議録(抄) 一九六〇年六月一〇日 一三七九

199 昭和四三年三月定例会会議録(抄) 一九六八年三月三日 一三八〇

200 昭和四三年九月定例会会議録(抄) 一九六八年九月二〇日 一三八四

201 昭和四三年九月定例会会議録(抄) 一九六八年九月二日 一三九四

202 昭和四三年九月定例会会議録(抄) 一九六八年九月三〇日 一三九六

四 熊本県議会水俣病対策特別委員会

203 昭和三五年一月一八日開催会議録 一九六〇年一月一八日 一三九七

204 昭和三五年二月二九日開催会議録 一九六〇年二月二九日 一四〇〇

205 昭和三五年三月二一日開催会議録 一九六〇年三月二日 一四〇二

206 昭和三五年三月二二日開催会議録 一九六〇年三月三日 一四〇二

五 水俣市漁業紛争調停委員会

207 声明書 一九六〇年八月二三日 一四〇三

第四節 その他の県

208 出水市・郡在住者の毛髪中の水銀含有量の試験結果について(通知) 一九六〇年一月二四日 一四〇五

第五節 国

一 厚生省

209 水俣病患者診査協議会規程 一九六〇年二月四日 一四〇七

210 水俣食中毒対策について 一九六〇年三月三〇日 一四〇七

211 水銀による環境汚染暫定対策要領 一九六八年八月一七日 一四〇九

212 水俣病に関する見解と今後の措置 一九六八年九月二六日 一四一二

213 水俣病患者及び医療措置等 一九六八年九月二六日 一四一三

214 阿賀野川水銀中毒についての今後の措置 一九六八年九月二六日 一四一四

215 阿賀野川水銀中毒患者及び医療措置等 一九六八年九月二六日 一四一四

216 阿賀野川水銀中毒事件に関する政府見解 一九六八年九月二七日 一四一五

二 通産省

217 「水俣病原因究明に関するメモ」 一九六〇年四月二八日 一四二五

218 工場における水銀の取扱いについて 一九六五年七月二八日 一四二六

219 水銀使用工場における排水の取扱いについて 一九六八年九月二五日 一四二六

三 その他の省庁

220 水俣病対策の早期樹立についての意見書(供覧) 一九六〇年一月六日 一四二七

221 水俣病総合調査に要する経費 一九六〇年一月二日 一四二八

222 いわゆる水俣奇病について 一九六〇年二月二日 一四二八

223 八代海南半部海域(水俣湾)の水質等について 一九六五年九月六日 一四二九

224 水銀問題特殊調査(抄) 一九六七年四月 一四三〇

225 昭和四〇年度科学技術庁特別研究促進調整費による「新潟水銀中毒に関する特別研究」についての技術的見解 一九六八年九月二六日 一四三三

四 国会

(一) 衆議院

226 第五回国会衆議院産業公害対策特別委員会会議録(抄) 一九六七年五月一〇日 一四二五

227 第五回国会衆議院法務委員会会議録(抄) 一九六七年七月一八日 一四二七

228 第五回国会衆議院産業公害対策特別委員会會議録(抄)

一九六七年九月一日 一四三〇

229 第五回国会衆議院産業公害対策特別委員会會議録(抄)

一九六八年四月三日 一四三三

230 第五回国会衆議院産業公害対策特別委員会會議録(抄)

一九六八年九月一日 一四三六

(二) 参議院

231 第三回国会参議院予算委員会第三分科会會議録(抄)

一九六一年三月二十七日 一四三九

232 第四回国会参議院社会労働委員会會議録(抄)

一九六三年二月二十九日 一四四一

233 第四回国会閉会後参議院社会労働委員会會議録(抄)

一九六五年一月一日 一四四三

234 第五回国会参議院産業公害及び交通対策特別委員会會議録(抄)

一九六八年四月一日 一四四五

235 第五回国会参議院予算委員会第二分科会會議録(抄)

一九六八年四月一日 一四四六

236 第五回国会参議院予算委員会會議録(抄)

一九六八年四月二十五日 一四四七

237 第五回国会参議院公害及び交通対策特別委員会會議録(抄)

一九六八年五月三日 一四四八

238 第五回国会参議院産業公害及び交通対策特別委員会會議録(抄)

一九六八年八月九日 一四四九

五 検察庁

239 供述調書(写)

一九六〇年二月一日 一四五三

240 供述調書(写)

一九六〇年二月四日 一四五三

241 供述調書(写)

一九六〇年二月五日 一四五七

242 供述調書(写)

一九六〇年二月六日 一四五九

243 供述調書(写)

一九六〇年二月六日 一四六〇

244 供述調書(写)

一九六〇年二月一日 一四六一

245 供述調書(写)

一九六〇年二月八日 一四六三

246 供述調書(写)

一九六〇年二月十九日 一四六七

247 供述調書(写)

一九六〇年二月二十九日 一四七〇

六 裁判所

248 略式命令

一九六〇年五月二〇日 一四七三

249 略式命令

一九六〇年五月二〇日 一四七五

250 略式命令

一九六〇年五月二〇日 一四七七

251 判決

一九六一年一月三十一日 一四七九

第四章 研究機関等

第一節 熊本大学医学部研究班

252 水俣病と頭髪

(一九六〇年四月末) 一四八四

253 水俣病研究報告

一九六〇年八月二十六日 一四八六

254 水俣病集団検診による要精密検診について

一九六〇年九月二十七日 一四八九

255 水俣病の研究

一九六〇年一月十五日 一四八九

256 水俣及びその周辺の魚介類の毒性試験中間報告書

(一九六一年四月二十八日) 一四九四

257 熊本県衛生部への回答

一九六三年二月二十九日 一四九五

258 水俣湾浚渫についての回答

一九六三年七月二十九日 一四九五

259 水俣湾泥土中の水銀に関する調査成績(一九六三年二月五日) 一四九六

第二節 県衛生研究所

一 熊本県衛生研究所

260 昭和三十六年度毛髪中の水銀量調査に関する実施計画

一九六一年三月 一五〇〇

261 水俣病に関する毛髪中の水銀量の調査(第一報)

一九六一年五月 一五〇〇

262 成績書

一九六一年九月二日 一五〇七

263 成績書

一九六一年一月二三日 一五〇七

264 水俣病に関する毛髪中の水銀量の調査(第二報)

一九六二年五月 一五〇八

265 水俣病に関する毛髪中の水銀量の調査(第三報)

一九六三年五月 一五二三

二 鹿児島県衛生研究所

266 毛髪水銀量調査

(一九六二年) 一五一九

第三節 水俣病総合調査研究連絡協議会

267 水俣病総合調査研究連絡協議会について(案)

一九六〇年二月二十六日 一五二二

268 水俣病総合調査研究連絡協議会(第一回)会議要旨

269 水俣病総合調査研究連絡協議会(第二回)議事要旨

一九六〇年四月二日 一五二五

270 昭和三五年度水俣病に対する水産の調査研究計画

一九六〇年四月二日 一五二七

271 水俣奇病の原因究明に関する実験

一九六〇年四月二日 一五二九

272 水俣湾の魚貝類から抽出した高毒性物質について(概要)

一九六〇年四月二日 一五二九

273 水俣病総合調査研究連絡協議会(第三回)議事要旨

一九六〇年九月二日 一五三三

274 水俣病に対する水産の調査研究

一九六〇年九月二日 一五三七

275 工場廃水中の水銀分の分析結果

一九六〇年九月二日 一五四三

276 水俣病の生化学的研究

一九六〇年九月二日 一五四五

277 水俣病猫の臨床症状

一九六〇年九月二日 一五四六

278 熊本大学医学部内田楨男教授の報告された水俣湾産の貝から得られた有機水銀化合物の結晶についての追試

一九六一年三月六日 一五四七

279 水俣奇病の原因究明に関する研究

一九六一年三月六日 一五四七

280 熊本県水俣湾の水銀分布について

(一九六一年三月六日) 一五四八

281 「水俣産貝からの水銀物質の分離について」

(一九六一年三月六日) 一五五五

第四節 水俣病研究懇談会(田宮委員会)

282 「大八木義彦メモ」(抄)

一九六〇年三月-四月 一五五六

283 斎藤守書簡

一九六〇年四月一日 一五五九

284 水俣病研究懇談会研究経過報告

一九六二年五月

一五六〇

第五節 細川 一

285〔細川一ノート〕抄Ⅱ

一九六〇年—一九六八年

一五七〇

286 水俣病患者カルテ〔細川一ノート〕抄Ⅲ

〔一九六二年—一九六八年〕

一五八二

第六節 宇井 純

287〔水俣病調査報告〕

一九六二年八月二十六日

一六二九

288 第四回水俣調査報告

一九六二年九月一〇日

一六三六

第五章 患者支援団体

第一節 水俣病対策市民会議

289 松本勉書簡(新潟県民主団体水俣病対策会議宛)

一九六七年二月九日

一六四一

290 松本勉書簡(坂東克彦宛)

一九六七年二月一八日

一六四二

291 松本勉書簡(福田政雄・千場茂勝宛)

一九六七年二月二九日

一六四三

292 松本勉書簡(坂東克彦宛)

一九六七年二月二日

一六四三

293 松本勉書簡(日吉フミコ宛)

一九六八年一月一日

一六四三

294 松本勉書簡(山下一男・竹本己義宛)

一九六八年一月四日

一六四四

295 松本勉書簡(淵上郁宛)

一九六八年一月六日

一六四五

296 松本勉書簡(福田政雄宛)

一九六八年一月一〇日

一六四五

297 水俣病患者互助会員の皆様へ／水俣病対策市民会議発足の

お知らせ

一九六八年一月二日

一六四六

298 水俣病研究会(仮称)発足会の御案内

一九六八年一月二日

一六四七

299 発足会決定事項

一九六八年一月(二日)

一六四八

300 松本勉書簡(坂東克彦宛)

一九六八年一月二日

一六四八

301 新潟Ⅱ水俣の合同集会を成功させるために最大限の動員を訴える!!

一九六八年一月九日

一六四八

302 水俣病対策市民会議の発足にあたって

一九六八年二月九日

一六四九

303 行動日誌

一九六八年二月

一六五〇

304 政府への陳情及び新潟訪問についての報告書

一九六八年四月二日

一六五一

305〔赤崎寛ノート〕

一九六八年四月二日—一〇月二日

一六五二

306 松本勉書簡(坂本フジエ宛)

一九六八年七月一日

一六五七

307 水俣病補償要求についての考え方

一九六八年九月

一六五八

308 再び市民の皆様へご報告と訴え

一九六八年九月二八日

一六六〇

第二節 その他

309 坂東克彦書簡(松本勉宛)

一九六七年二月二日

一六六一

第六章 各種団体

第一節 政党

310 水俣病防止のための危険海域の指定、漁獲禁止並びに漁獲

禁止に伴う損失補償等に関する特別措置法要綱(案)

〔一九六〇年〕

一六六五

311 水俣病罹病者等の援護に関する特別措置法案要綱
〔一九六〇年〕 一六六六

312 水俣病の「政府見解」と今後の課題について
一九六八年九月二九日 一六六六

第二節 労働団体

一 新日本窒素労働組合

313 春闘団交詳報(日窒労働組合連合会ニュース)等
一九六二年三月三日 一六六八

314 闘争宣言
一九六二年四月二日 一六六九

315 質問状
一九六二年四月二日 一六六九

316 「ボイコット」は繁促がまねいたもの／本場に第三者なら、
会社を説得すべきです
一九六二年一月一八日 一六七〇

317 ひどい工場内の差別扱い／働くものの生活は働くものの手
で
一九六三年三月一〇日 一六七一

318 「作業課」をなくそう！／なお続く嫌がらせ、不当差別の数
数(さいれん)
一九六四年二月七日 一六七二

319 公害問題と闘って一年／丸島地区住民からの報告(さいれん)
一九六五年九月一日 一六七三

320 大会決議
一九六八年八月三〇日 一六七四

321 直ちに水俣病で団交申入れ／廃液あわや韓国に(さいれん)
一九六八年八月三日 一六七四

322 会社への申入れ書
一九六八年九月一〇日 一六七五

323 会社は水俣市民をおどしにかりました
一九六八年九月一五日 一六七六

324 人間としてお聞きしたい／徳江支社長への手紙(さいれん号
外)
一九六八年九月一六日 一六七七

325 水俣病もう二度と／私たちの反省と決意と闘い(さいれん)
一九六八年九月二八日 一六七八

二 その他

326 旧労組の皆さん／敗けると分つていながら新労に入らない
理由について／あなたはこうちどれに該当するでしょう？
一九六二年一月三日 一六七九

327 日窒闘争・地労委あつせん案で討論(合成化学号外)
一九六三年一月二二日 一六八一

328 会社の犯罪行為について
一九六三年一月二二日 一六八四

329 チッソ会社は橋本後援会に名をかり水俣市政支配をはかっ
ています
一九六八年四月二七日 一六八五

330 水俣病闘争支援要請について
一九六八年六月七日 一六八六

331 水俣病の闘いに対する支援決議
一九六八年八月二七日 一六八七

332 要請書
一九六八年九月一三日 一六八八

333 市民の皆さん
一九六八年九月一四日 一六八八

334 市民の皆さん
一九六八年九月一七日 一六九〇

335 市民の皆さま／全組織をあげて水俣市民協議会に参
加させていただきます
一九六八年九月二八日 一六九一

第三節 日本化学工業協会

336 協会の動き(日化協月報)
一九六〇年一月 一六九二

337 協会の動き(日化協月報)
一九六〇年三月 一六九二

338 「田宮コミティ」原案
一九六〇年四月八日 一六九二

339 協会の動き(日化協月報) 一九六〇年五月 一六九三

340 昭和三四年度事業経過概要報告(日化協月報) 一九六〇年六月 一六九四

341 昭和三六年度事業経過報告(日化協月報) 一九六二年六月 一六九四

342 欧米の工業排水事情と日本の在り方(日化協月報) 一九六三年二月 一六九五

第四節 その他の団体

一 水俣市発展市民協議会

343 水俣市民の皆様／趣意書 一九六八年九月二七日 一六九七

二 水俣文化集団

344 自信があればミエを切れ／「オレの美学はホロビタ、安貧ヒツコメル」と 一九六二年八月三〇日 一六九九

345 故郷を愛するとはどういうことか(一) 一九六三年一月二二日 一七〇〇

346 故郷を愛するとはどういうことか(二) 一九六三年一月二四日 一七〇二

347 故郷を愛するとはどういうことか(三) 一九六三年一月二六日 一七〇三

三 その他

348 水俣港修築促進について 一九六二年五月二八日 一七〇四

349 旧労組の諸氏よ 一九六二年一〇月二二日 一七〇五

350 社長さん工場長さん／お願いします／私達を雇って下さい 一九六二年二月二二日 一七〇七

351 安定賃金について 一九六二年二月三〇日 一七〇八

352 (水俣病患者入院に関する要望) 一九六三年五月三日 一七〇九

第七章 地域ミニコミ紙

第一節 水俣タイムス

353 偏向景気の昨年であった／今年こそ奇病への憂をのぞけ

一九六〇年一月四日 一七一

354 水俣はさびれるか

一九六〇年六月六日 一七一一

355 漁民は助からぬ／奇病交渉デッドロックへ

一九六〇年七月二六日 一七一一

356 漁業調停委に不信の声／反物の土産でよろめいた？

一九六〇年九月一日 一七二三

357 小児マヒ患者も水俣病によるもの／東大臼木教授発表／熊本医学会・水俣例会

一九六〇年九月二七日 一七二三

358 漁民を踏みつけた／奇病補償の調停案出る

一九六〇年一〇月二七日 一七二三

359 時評／水俣病漁業組合に対する補償調停委辞任せよ

一九六〇年一〇月二二日 一七二三

360 黄金の年よ左様なら／あわただしかった一九六〇年

一九六〇年十二月二六日 一七二四

361 六一年の新春を迎えて

一九六一年一月(丑)日 一七二四

362 変貌して行く水俣／新日空はどうなるか

一九六五年五月一日 一七二四

363 水俣病の解決は遠い／患者の望みは健康／お金ではないのだ

一九六八年九月一六日 一七二五

一九六八年九月二六日 一七二六

補遺

- 1 貝中毒に対する措置の概要について(回答)
一九五七年三月二九日 一七一九
- 2 水俣事件の概要
一九五七年六月 一七二一
- 3 奇病に関する件
一九五八年六月二六日 一七二六
- 4 水俣病に関する対策(案)
一九五九年二月九日 一七二七
- 5 水俣病に関する対策(第一次案)
一九五九年二月二三日 一七二八
- 6 水俣病患者一覧表
一九六八年三月二〇日 一七二九
- 7 水俣病日誌(抄)
一九六八年五月七日 一七三六

あとがき 一七三九

索引(一)

水俣病事件資料集〔下卷〕

1960
—
1968

第Ⅲ編

見舞金契約締結から政府見解発表まで（一九六〇年一月～一九六八年九月）

【解説】

1 はじめに

一九六〇年から一九六八年までのあいだ、水俣病は終わったことになされた。もし新潟に第二の水俣病が起きていなければ、不知火海の第一水俣病は忘れ去られたままで終わつたに違いない。それほど事件収拾の企てはうまくいったし、世間が忘れ去るのも早かつた。そこでまず、なにゆえにそのような企てがされたかを見ることにする。(一)内数字は本文資料番号を示す

アセトアルデヒド生産を続けるために

水俣病発生が明らかになつて以後、行政が当然とるべき対策をとらず被害を拡大させたのは、ご多分にもれぬ企業擁護の姿勢もさることながら、水俣病が有機合成化学工業のかなめともいべきアセトアルデヒド工程とかわつてゐることがわかれたからだつた。アセトアルデヒド廃水の排出先変更によつて、一九五九年春には同廃水が水俣病の原因であることが明らかにになり、さらにそれを追うように有機水銀説が発表されると、アセトアルデヒド工程と水俣病との関連はまぎれもない事実となつた。そこで通産省は産業政策を揺るがしかねない重大問題であるとして、有機水銀説ひいては水俣病そのものを葬り去る腹を固めた。

アセトアルデヒドは有機合成化学工業のかなめに位置するもつとも重要な中間製品である。当時七社八工場が製造していたが、その全生産量は一九五五年三八、〇四三トン、一九五八年五八、八九〇トン、一九六〇年一一

六、四八六トンと急増してゐた。そのなかでチツソの生産量は全体の三分の一を占めて首位であつた。通産省は水俣病事件によつてチツソおよび同種工場のアセトアルデヒド生産に支障が生じることをなによりも恐れた。

とくにチツソの場合、水俣病事件がまさに頂点を迎えた一九五九年一月には、日産六〇トンの新工場(七期工場)が稼働を始めようとしていた。通産省はそれまでのカーバイド・アセチレンを原料とする生産方式から石油を原料とする方式への転換(これは一般に石油化と呼ばれてゐる)への日程をにらみつつ、アセトアルデヒドの需要見通しを綿密に計算したうえで、業界第一の実績をもつチツソに新工場を認可し増産を許したのであつた。その計画に狂いが生じることをなんとしても避けるため、また、石油化を達成するのに必要な資金を獲得しつづけるためにも、アセトアルデヒド生産を守ろうとした。

また、チツソがアセトアルデヒドからの誘導品・オクタノールを独占的に生産してゐたことも重要であつた。オクタノールは塩化ビニールを製品化するさい不可欠な可塑剤の原料であるが、チツソは一九五二年アルデヒドからの誘導生産を開始して以来ほぼ独占を続けていた。国内でオクタノールを十分に供給できたのはチツソだけだつた。「三十四年度通商産業省年報」に「オクタノールは：前年度より五〇%の増産がなされたにもかかわらず、需要を賄いきれずに約四トンの輸入が行われた」と書かれてゐる。この年チツソのオクタノール出荷量が七、三三三トンであつたのに照らせば、通産省の国内完全自給への熱望とチツソの増産への期待度がうかがえよう。ちなみに、一九六〇年には三菱化成が石油を原料とするオキシソ法でオクタノールの生産を始めたことで、チツソの完全に近い独占は破れるが、それでも事実上の独占状態はしばらく続くのである。

石油化と高度成長のために

ところで一方、当時の産業政策の最重点事項は企業の体質強化・国際競争力の強化であつた。化学工業界の場合には石油化による体質強化・国際競

争力強化が至上命題であった。石油化によるメリットをアセトアルデヒドについてみれば、カーバイド・アセチレンを原料に電力を多用する製法からエチレンの直接酸化法にかえることで、一〇%以上のコストダウンが可能であった。

第一期石油化計画はちようど一九五九年に完了し、チッソなど従来型の化学企業(アルデヒドを製造する企業はそれに当たる)を主な対象とする第二期石油化計画が翌年から実施に移されようとしていた。そして、有機水銀説の発表以後水俣病事件が頂点を迎える頃は、各企業あるいは企業グループの石油化計画が出揃う時期にあつていた。通産省はそれらの計画をつけて、一九五九年一二月「今後の石油化学工業企業化計画の処理方針について」を発表した。

チッソの石油化計画について見れば、丸善石油の千葉コンビナート計画に加わるべく、一九五九年七月「石油化学事業計画の概要」を通産省に提出していた。通産省はこの千葉コンビナートを合理的設備投資による効率的コンビナートのモデルケースと位置づけていた。その意味からもチッソのつまずきはもはや一企業の問題ではなくなつていた(「石油化学工業一〇年史」および「石油化学工業二〇年史」参照)。

水俣病はわが国の有機合成化学工業の文字どおりかなめにあたる所で発生し、しかも重化学工業を中心に据えた経済成長政策のスタート時点にクライマックスを迎えた。水俣病事件の早期処理が政府の方針となつたのはそのためである。

2 原因のあいまい化

水俣病総合調査研究連絡協議会の目的

アセトアルデヒドの生産を続けるために、同工程と水俣病との関係をあいまいにする。それが一九五九年秋以後の通産省と日本化学工業協会(以下日化協という)の課題だった。通産省は排水問題を主管する経済企画庁を

窓口にも、水俣病の調査研究を目的とすると称する水俣病総合調査研究連絡協議会(以下連絡協議会という)を発足させ、水俣病の原因は不明、調査研究中という状態を保ちつづけ、水俣病事件が鎮静化するまで時間をかせぐことにした。連絡協議会のねらいがそこにあることは、①調査研究の出発点を有機水銀説に置かなかつたこと、②構成メンバーから熊本大学の研究者をほとんど排除し、非水銀説の急先鋒・清浦雷作を加えたこと、③連絡協議会消滅までの経過そのもの、などからうかがえる。

一九六〇年二月二十六日から翌年三月六日までつごう四回開かれた会合をつぶさに見れば、連絡協議会がしたことは、原因物質を抽出したとする熊本大学研究班の内田慎男をメンバーに加えて、発表の自由を制限する一方でその実験を否定的にのみ批判しつづけたこと、それだけである(267、281、なお第四回の議事録は作られていない)。

チッソは使っているのも流しているのも無機水銀だと主張し、しかもアセトアルデヒド工程のことは伏せて、塩化ビニール工程での昇汞(塩化第二水銀)使用のみを強調していた。それを信じた熊大研究班は魚貝体内での有機化という考えに追込まれた。貝中のチオエーテルに水銀が結合して原因物質になるのではないかと考えた内田は、貝を加水分解して出てきたものを昇汞に通して沈澱物を得、これが原因物質ではないかとした(276)。その中に原因物質は含まれていたのだが、昇汞を通したやり方を突かれた。清浦はチッソの社内研究班の実験結果をかりて、「いわゆる内田物質」はこの魚貝類からでも得られると報告し(278)、川城巖国立衛生試験所食品部長も同様な結果(279)を報告した。内田は実験方法を改め、昇汞とは無関係に貝から有機水銀化合物を抽出したが、第四回会合でのその報告(281)はまともに扱われずにおわつた。

一九六〇年一〇月、水俣漁協とチッソとの漁業補償問題が片付くと、水俣病は社会的事件としてはほとんど鎮静化したから、連絡協議会は目的を達しすでに存在意義はなくなつた(立ち消えについてはのちに政府責任者が認めている(226、229、233))。かえって連絡協議会の中で、①内田がやり直し実

験で核心に迫りつつあったこと、②水産庁関係機関が、水銀説を実証しかねないまともな方法論で調査研究に取り組んでいたこと(270、274)、③都立大学の半谷高久が不知火海から有明海にかけての水銀汚染を確かめつつあったこと(280)、などから、そのまま連絡協議会を存続させれば、遠からず有機水銀説の正しさが証明されることは明らかだった。あるいは、チソソ社内の実験で有機水銀説を肯定するデータがえられたことが通産省に伝えられた可能性もある。連絡協議会が一九六一年三月六日の第四回会合を最後に立ち消えになったのはそういう事情からであろう。

ところで、いわゆる水質二法は立法の過程では水俣病に關して水俣湾水域に適用されることが考えられていたにもかかわらず、いざ施行されると江戸川など他の六水域への適用だけがきめられた。国会で追求された水産庁が要求した(II-346)ことから、経済企画庁は一九六〇年二月、水俣湾水域を水質保全法適用のための調査水域に追加した。じつは連絡協議会の中で半谷がした調査が法適用のためのものだったのだが、連絡協議会の立ち消えとともにその調査報告も棚上げされた。八年後、水俣工場のアセトアルデヒド生産が終わるのを待って、水質二法が水俣湾水域に適用されることになるが、その時経企庁は、この半谷の報告をもつて、すでに調査済みとした。

清浦が果たした役割

連絡協議会という場で清浦雷作は、内田攻撃以外にふたつの目立ったことをした。ひとつはアミン実験の発表である(289、272、339)。宇井純が指摘する「有機水銀説を中和するための異説」を、東京工業大学教授の肩書きにものを言わせて認めさせようとした。しかしこの実験は、要約すれば「貝の腐汁をネコやネズミに注射すると苦しみもがいて死ぬ、それが水俣病患者の様子に似ている」というにすぎないものであつて、科学実験の体をなしていなかったから、さすがに連絡協議会で認められなかった。田宮委員(後述)の名での対外発表もことわられると清浦は、連絡協議会で発表し

た有機水銀説に對抗する説だと記者にリークして、「翌日朝日新聞に大きく出しちゃった」(新潟水俣病裁判での元日化協専務理事大島竹治の証言)のである。その効果は顕著だった。折からチソソ本社前に坐りこんでいた水俣漁民たちは補償要求の根拠を弱められ、むなしく水俣に帰ることになった。熊大研究班はアミン説を批判する見解を公表したが、有機水銀説が相対化したという印象は払拭できなかった。

ふたつは、チソソ水俣工場の水銀を含む廃水が世間の信ずるところとはまったく異なりサイクレータに通されていないという事実を暴露したことである。連絡協議会第三回会合(273)で内田が「サイクレータ稼働後水俣湾の水銀値が低下し患者の発生がとまったのは、水銀と水俣病との関連を示すものだ」とのべると、非水銀説の清浦は、実は水銀排水はサイクレータを通っていないのだとやり返した。ためにチソソは正確な排水処理系統図を提出させられたが、関係省庁はその事実をまったく公表せず、世間は、その後もサイクレータによる排水浄化を信じ続けた。

この時内田がのべた「水俣湾の水銀値低下」は、のちにのべるように、サイクレータの効果によるものでなく、一九六〇年以後水銀を含む排水が主として水俣川河口の八幡プールに排出されていたことによるものである。

田宮委員会

日化協が水俣病事件を水銀使用工程との関連でひときわ重視したことは、すでに一〇年ほど前からあった産業排水対策委員会とは別個に、「塩化ビニール酢酸特別委員会」を設置した(336)ことからうかがえる。当時の日化協専務理事大島竹治の新潟裁判での証言によれば、チソソの吉岡社長が水銀原因説で漁民が騒いで困っていると訴え、同業各社がそれぞれの工場にも疑いが向けられては困ると同調して、日本医学会長田宮猛雄を委員長とする田宮コミテイー、いわゆる田宮委員会設置が決定した。熊本大学研究班の活動を制約し有機水銀説をあいまい化するという目的は連絡協議会と同じだった。違っているのは、連絡協議会が熊本大学を閉め出したのに対

し、日化協は権威者の集まりのなかに熊本大学をとりこんで操作しようとした点だった。

ところで、前年水俣を現地調査しサンプルを持ち帰ったアメリカNIIHのカーランドは、一九六〇年二月に再び水俣を訪れ有機水銀説支持を表明した。帰国後カーランドは熊大研究室に研究費を提供すべく尽力した。またのちには、排水対策などを盛り込んだ論文を「ワールド・ニューロジ」誌に発表した。熊大研究室には心強い味方がアメリカにできたことになるが、チツソと日化協はそのことにも脅威を感じ、田宮委員会の中に熊大研究室を取り込んでしまおうとしたのだった。

ちなみに、カーランドの論文を見ると、工場側がアセトアルデヒド工程のことは伏せて、塩化ビニール工程に彼の注意を向けさせていたことがうかがえる。

塩ビ酢酸特別委員会に付属する「水俣病研究懇談会」(通称田宮委員会に、連絡協議会に属している清浦雷作が加えられていることは注目にあたいた)になる。田宮委員会の経費はアセトアルデヒドの生産量に応じて負担することになったから、最大のスポンサーはチツソだった。一九六〇年四月八日の初会合の様子は大八木義彦のメモ(282)で知ることができる。

かんじんの熊本大学は世良完介が班長であるあいだは参加をこぼみつづけた。しかし翌一九六一年、世良にかわって忽那将愛が医学部長になると田宮委員会に参加し(341)、金も受け取るようになる。その見返りとして報告書も送った。

田宮委員会のなかでも斎藤守、大八木義彦らはまともな研究をし、水俣湾魚貝中の水銀が原因らしいとつきとめたが、日化協事務局はそのレポートは伏せて水俣湾微生物調査の報告だけを公表した。一方、東邦大学の戸木田菊次はアミン説にたったばう大な実験を行い、学会や雑誌に発表して有機水銀説相対化に力をつくした。

大島証言によれば、一九六一年末頃日化協の中間報告として、熊本大学の工場排水原因説・有機水銀説の根拠はついに見つからなかったという主

旨の発表をしようとしたところ、チツソから「今はもう疑われていない、患者も出ていないし、見舞金もさしあげている、熊本大学を刺激するだけだからやめてほしい」と頼まれたので中止したという。二年たらずの間に水俣病をとりまく様相はそれだけ変化していったのである。目的を果たした田宮委員会はそれまでのレポートを寄せ集めた「水俣病研究懇談会経過報告」(284)を出しただけで連絡協議会同様自然消滅した。

3 継続する汚染——水銀を含んだ排水のゆくえ

一九五七年はじめ水俣の漁民はチツソに対して、工場排水を止めること、流す場合は完全浄化を証明することを要求した。真の排水対策はこれにつきよう。その気になればチツソも行政も酢酸工場の廃水を止めて、被害の拡大を防ぐことは可能だった。ところがチツソは排水についていかに世間の目を欺くかという対策に終始し、不知火海一帯に水銀汚染を拡大した。国・県など行政はチツソの排水対策の欺瞞性を知っていたにもかかわらず、何もしなかったばかりか、むしろそのまやかしに荷担したと考えられる。

排水対策をみるまえに、チツソじしんが水銀を含んでいると認識していた廃水について整理しておこう。

①アセトアルデヒド生成にともなうて常時排出される精溜塔廃液(精ドレイン)。精ドレインが水銀を含んでいるゆえにチツソが重視していたことは、排水関係や分析関係の資料がものがたっている。

②アルデヒド製造工程の各所から、運転中絶えず流れ出したり吹きこぼれたりする母液。これには数百ppmの水銀が含まれていることをチツソは知っていた。さらに現場労働者の証言によれば、アルデヒドの生成効率が落ちると生成器の中の母液を全部溝に流して、入れ替えるのが常であつたという。

③工場内を水洗清掃して出る大量の汚水。

④塩化ビニール工程で生成したモノマーを洗浄する稀塩酸廃液。

チツソの「排水対策」は一九五九年一〇月末から同年一二月末までの間、すなわちチツソと行政が水俣病の原因と責任をあいまいにしたままで事件を鎮静化すべく全力をあげた時期に作られた。「水俣工場の排水について」(II-81)をみると「排水対策」の基本はふたつであることがわかる。

「工場内大循環」と「八幡プール」のまやかし

まずひとつは、アルデヒド酢酸廃水と塩化ビニール廃水を工場・八幡プールの循環系水にいれる。つまり、水銀を含む廃水をアセチレン発生残渣と共に八幡プールに送り、プールの上澄水を工場に逆送してアセチレン発生に使用する、したがって八幡海域への排水は皆無となる、というものであった。その中核は「逆送」であって、一〇月二一日、秋山通産省軽工業局長がチツソに対し口頭で「直接不知火海に放出していた排水路を廃止する」よう求めたので、同月二五日から急遽工事にとりかかった。八幡プールに残渣を送っていた管のプール側にモーターをとりつけて、いわゆる上澄水を工場に送り返すというものである。水俣病刑事裁判での上妻博宜元技術部次長(水俣工場排水管理委員会の責任者でもあった)の証言によれば、彼はこのしくみを「工場内大循環」と称していたらしい。一〇月三〇日逆送は開始された。三日後の国会調査団来水に間に合わせたことは明らかである。

ところがこれはまったくのまやかしであった。なぜなら、八幡プールとは貯水池ではなく一刻も早く水分がぬけるよう遠浅の浜に作られたカーバイド残渣捨て場であること、したがって工場内に逆送できるのは排水の一部にすぎないことは一目瞭然だからである。

ところで、国会調査団の現地調査のあと、各省庁水俣病対策協議会が一月九日案として公表した「水俣病に関する対策(案)」(補1-4)には「直接不知火海に排水を放出することがないよう措置する」という項目があった。それが一月一三日付の第二次案(補1-5)で削除されたのは、「逆送」によって不知火海への排出がすでに止まったからだということがだが、それ

はチツソと通産省とが通謀して、厳密に実行しようとするば水銀使用工程の停止につながりかねない「排水放出停止措置」を対策案から消し去ったのである。

ところがその逆送でさえ、一九六〇年一月下旬、不純物が多い逆送水をアセチレン発生に使うと危険であることがわかり、早くも中止された。すでに、不知火海への排出はなくなったというみせかけは成功していたから、逆送そのものが必要でなかった。その後逆送が行なわれるのは、雨期のみであって、それは、嵩上げをくりかえして決壊しやすくなっていた八幡プールを守るためにほかならなかった。しかし、表向きには排水の逆送再使用は装われつづけた。

逆送中止後一月二五日から、アセトアルデヒド廃水は、サイクルータ排泥とともに八幡プールの甲区プールに入れられ始める。以後、アセトアルデヒド工程廃止にいたるまで、水銀を含む廃水は終始八幡プールで「浸透処理」された。特に甲区プールは浸透性がよく、上澄水はみられたためしかなかったと、当時の八幡プール管理者は証言している。水俣病刑事裁判のさい、九州大学の粟谷陽一らは、甲区プールに入れられた排水はおよそ二カ月余りで海に流出すると鑑定している。メチル水銀を含む廃水は、底抜けに等しい八幡プールから不知火海へと流出しつづけたのである。

そもそも西田工場長は水俣病発見当初から、アルデヒド廃水がもつとも疑わしいという認識をもち、その排出先を百間排水溝・水俣湾から八幡プール經由不知火海とすることを考えていた。水俣湾とは比較にならない不知火海の稀釈率をあてにしたものであったが、それが結果的に不知火海一円を汚染したのである。

ところで、注意すべきなのは、この建前だけの「工場内大循環」、事実上は八幡プール經由の水銀たれ流しが、以後工程廃止に至るまでのあいだつづいていたこと、それはチツソと行政のみが知っていたことであって、一般には一度も公表されなかったこと、である。

アルデヒド廃水が主として八幡プールに流されていることを知っていた

通産省は、しばらくの間東京工業試験所に百間排水溝・水俣湾側で排水を採取分析させたが、八幡側ではまったく調べようとしなかった。そのように通産省みずからは「逆送」をかなめとする「工場内大循環」を信じるふりをし、世間一般にはつぎにのべるサイクレータのまやかしを信じさせたのである。

さらにまた、アルデヒド廃水が主として八幡プールに送られていたにもかかわらず、百間排水溝側にもわずかずながら常時水銀が流出していたことを、チツソも行政も知りつつ放置していたことは重大である(25、94)。

サイクレータによる「排水浄化」

チツソの「排水対策」の基本のもうひとつは、熊本大学研究室も含めた世間一般に「サイクレータによる排水浄化」を信じさせることであつた。水銀除去を目的とせず作られ、試験運転によつても水銀除去効果がないことがわかつたため、アルデヒド廃水をそこに通すことはやめたにもかかわらず、チツソはサイクレータができたから安全だと宣伝しつづけた。八幡プールからの雨期の逆送に備えて、みたび逆送水をサイクレータに通してみたところ、ほかからの大量の排水で希釈されてppmはさがるが、水銀はやはり除去できないことがわかつた。にもかかわらず、百間排水溝でもさらに希釈されるから流しても問題はないと結論した(66)。希釈して流しさえすれば構わないという考えで一貫していたのだ。

ところで、一九六〇年はじめごろ多発地区湯堂で水俣病患者が発生し、稼働し始めたばかりのサイクレータの効果が疑問視された(例えば二月九日付毎日紙とき、チツソは熊本大研究班の入鹿山に、処理前の「原廃水」及び「浄化後の廃水」と称するものを渡し、それぞれの水銀量が二〇ppmと〇ppmであることを確かめさせた。一九六〇年五月に発表された「工場廃水の衛生学的検討」(臨床と研究、三七卷六号)以後、アルデヒド廃水がサイクレータに通されていなかったことが公表される一九六八年まで、入鹿山教室が発表する論文など(258)では「サイクレータの万全の効果」が

くりかえしのべられる。

一九六〇年以後、すべてのことがサイクレータによる排水浄化を前提になされたことを考えれば、これらのまやかしがいかに重大であつたか言うまでもあるまい。

その他の排水対策の実態

サイクレータのまやかしが明らかにされてからというものの、チツソは裁判などで、鉄屑槽、酢酸プール、さらには精ドレーンの装置内循環によつて水銀の排出を防いだと主張しているもので、その実態について見ておかなばならない。

(1) 鉄屑槽、酢酸プール

鉄屑槽はもとも酢酸工程からの排水溝に鉄屑を投入しただけのものである。廃液中の溶解水銀が鉄に触れて還元され溝底に落ちると、スポイトで吸い上げ再使用する。一九五九年秋排水対策が問題になると急遽排水溝の一部を掘り広げ、酢酸プール(酢酸ピットともいわれる)を作つた。やはり鉄屑が投入されていたが、排水はそれをはるかに越えて流れていた。滞留時間もわずかに一―二分だったから、充分な水銀除去はありえなかつた(元水俣工場酢酸課長権野の証言)。工場の排水管理資料(68)に記載された精ドレーンの水銀値と酢酸プール出口での水銀値をくらべれば、それは歴然としている。工場関係者は口をそろえて酢酸プールでの水銀除去率は六〇%前後だつたと言うが、それは理想的な条件下での実験成績であり、しかも有機水銀にはあてはまらなかつた。

同じことは一時設置された鉄屑充填塔別名脱水銀塔にも言える(68の一〇月分月報)。実験では水銀除去率九五%と言われたが、実際にはまったく効果なく半年で廃止された(権野の証言)。

(2) 精ドレーンの回収

アセトアルデヒド酢酸工程からの廃水が疑わしいと当初から考えていた西田工場長は有機水銀説が発表された直後、水銀を含んで常時排出されて

いる精溜塔廃液Ⅱ精ドレーンを生成器に戻し、原料用水として再使用する計画を立てた。精ドレーンボックスの設置、中間コンデンサーチューブのステンレス化などの工事が進められ(64、65、67)、精ドレーンの回収再使用は一応一九六〇年八月から開始された。

この時、装置から廃液を出さないという理想的な措置を講じたはずなのに、チツソがそのことを公表しなかった理由はふたつ考えられる。ひとつはそれを公表すればアルデヒド工程の精ドレーンこそが水俣病の元凶であると認めたことになるからであろう。チツソは同工程からそのような廃液が出ていたことはおろか、精ドレーンという呼びかたすら外部には秘密にしていた。ふたつには、回収が完全でないことを知っていたからであろう。中間コンデンサーチューブのステンレス化が完全でなかったり、ボックスの水位調節が万全でなかったりして、従来より量は減ったものの精ドレーンの流出は続いた。水俣病刑事事件での現場責任者らの検事調書によれば、一九六六年四月に地下タンクによる回収が実施されるまで、精ドレーンは流し捨てられていたという。精ドレーン以外の母液や掃除余水などがまわりのたれ流しであったことは言うまでもない。チツソは八幡プールからの「逆送」の場合と同じく、途中でやめてしまったり実効が伴わなかったりしても、まがりなりにも開始したことをもって、以後万全に運用し続けたかのように見せかけているのである。

排水管理月報によれば、回収再使用によって排出量が減ったかわりに、精ドレーン中の水銀含有量は格段に増え、一九六〇年九月以後は八月以前のおよそ五倍から七倍となっている。酢酸プール出口での、つまり八幡プールへ送られる廃水の水銀量はそれまでのおよそ二倍から三倍になっている。のちに一九六二年精ドレーンからメチル水銀を抽出した石原俊一は、酢酸プールにはいる前の排水溝から精ドレーンを汲んだが、その水銀量は百数十 ppm から四百 ppm だったと証言している。つまりその頃はそれほど高濃度の水銀(そのほとんどはメチル水銀であった)を含む精ドレーンが酢酸プールを経て八幡プールに排出されていたことになる。

ところで、アルデヒド酢酸廃水にくらべれば格段に量は少ないとはいえず、やはり水銀を含んでいた塩化ビニール工場の廃水は一九六〇年七月から装置内循環方式に改められた。つまり、塩化ビニールモノマーを循環する稀塩酸で洗浄することにしたのだが、たちまち塩酸中に想像以上の水銀が蓄積して驚かされた(68の一〇月分月報)。水銀が蓄積して洗浄能力が落ちた塩酸は、アルデヒド廃水と共にそのつど酢酸プールを経て八幡プールに排出されたのである。

4 終息させられた水俣病——認定制度の果たした役割

「水俣病は一九六〇年で終わった」とする「定説」がいつ頃誰によって言われ始めたか、じつのところはつきりしない。たぶん、熊本県の年報「水俣湾産魚介類を多量摂取することによって起る食中毒について」が、昭和三六年版(90)以後「最近の発生は三五年一〇月」と記載しつづけたことによるのであろう。この場合の「発生」とは患者と「認定された」という意味であることを忘れてはならない。水俣病患者が多くいながら、そのような意味での「発生」は終わつたという状況が一九六〇年から一、二年のあいだに作りだされたことは確かである。そのことは、行政が診査協議会を介して医学者を認定制度の中にとりこむことによつてなされたのである。

認定制度の三つの柱

見舞金契約が結ばれる過程で、行政が深くかかわって加害者の主張を通させたことはすでに見たが、その見舞金契約のなかで名が与えられ役割が定められた(見舞金契約第一条四項及び第三条)ことが、「診査協議会」のありかたを方向づけたと言つてよからう。見舞金受給者決定機関にほかならない診査協議会は、のちに見るように、まずチツソの利害を念頭に置く。また診査協議会に属することで行政にとりこまれた医者たちは、水俣病早期終息という行政の方針に従う。それが患者切り捨てによる水俣病被害の

実態隠蔽を成功させたのである。

一九六〇年二月の「水俣病患者診査協議会規程」(209)と協議会第一回会合でなされた申し合わせ(166)によれば、①水俣病と認定されたいものは本人または家族が主治医の意見書を添えて申し出ること、②水俣病の決定は委員全員一致の結論によること、がきめられている。また事実上、③診査協議会以外に水俣病の認定機関はなかった。

この認定制度の三つの建前が、有機水銀の影響としての症状をもつ人が大勢いながら「患者の発生はない」かのように見せかけ得た要因である。

とりわけ①の本人申請の建前は、当時はだれもが奇病そのものと迫害差別を恐れて名乗り出ようとしなかったから、患者の「発生」を抑えるのに有効だった。そればかりでなく、医学者や行政が患者放置を正当化する口実にも用いられた。一九六〇年に入ってから夏までの間に認定された四人の患者は、隠しきれなくなつて先にマスコミに報道された例がほとんどである。

行政にとりこまれた住民健康調査

一九六〇年はじめごろ熊本大学研究班は、魚介類を媒介とする有機水銀中毒であるという結論に立てば当然な調査研究を提唱していた。まず、それまでの疫学調査の結果にもとづいて毛髪水銀量調査の必要性を説き、熊本県の毛髪調査実施計画を不十分としながらも一応評価した(252)。つぎに、研究班としても小児科と内科による水俣病多発地区住民三、〇〇〇人の検診を計画した。その目的は「潜在患者の発見、慢性患者の発生予知、予防」(253)であった。

同年夏結局小児科は参加せず、第一内科のみが地区の成人一、八三一人を対象に神経学的検診をおこなった。この検診についてはのちに実施者らが「水俣病の疫学」(神経進歩、七巻三号 一九六三・三)で報告している。実際に受診した一、一五二人(受診率六一・九%)のうち特に訴えの多かった二四人が精密検査の対象となつた(254)。ところが、最終結論がでる直前に

なつて熊本県は、この検診を県の委託とする契約を熊本大学と結び、診査

協議会は精密検査の対象者二人を含む三人だけを水俣病と認定した。「水俣病の疫学」によれば、認定された人以外に「一応疑わしい点はあるが経過をみる」べき、いわゆる結論保留が五人いたことがわかる。ほかの病名をつける場合は極力つけて、水俣病を否定していることからすれば、この五人は水俣病以外ではありえなかつたと考えられる。

それ以後一〇年以上住民検診や追跡検診はおこなわれず、さまざまな神経症状をもつ人たちはすべて放置された。この経過をみれば、熊大研究班として実施した住民検診が行政にとりこまれ、当初の目的とはかけはなれたものになつておつたことは明らかである。

この住民検診を主宰し、同時に診査協議会の委員でもあつた熊大医学部第一内科の徳臣晴比古はのちに、新潟水俣病と熊本水俣病の病像の違いにかんする論議のなかで「熊本では補償問題が起つた際に水俣病志願者が出現したので、過去においてわれわれはH.R.(ハンターラッセル)症候群を基準にすることにして処理した」と語つた(一九六六年第六三回日本内科学会)。すでにのべたように、当時は補償をあてにした水俣病志願者など殆んどなかつたというのが事実である。したがつてこの発言は、徳臣じしんをはじめとする診査協議会の委員こそが、補償問題(チソンの利害を第一に考慮して患者に臨んでいたこと、そのために診断基準を恣意的に厳しくしたこと(H.R.症候群を基準にすることにして、というところに恣意的であることが示されている)を認めたものと言うべきである。しかも、厳しくしたことを「水俣病志願者」を排除するためだとして正当化しようとしているのである。

補償問題を考慮するということは、患者をなるべく少なくするというところにほかならない。だからこそ、ハンターラッセル症候群を基準としたと言いながら、典型症状がほぼ揃っている患者さえ切り捨て放置したのであつた。また、一九六一年以後水俣病の実態を究めようとせず、有機水銀の影響を現す人を漏れなくみつけどさうとしなかつたのは、そのためであ

ったと言つてさしつかえない。そして、そのような医学者たちのありようが、水俣病の病像・概念を事態とかけ離れたものにしてしまったのである。ところで、水俣市とその周辺の医療機関では当然ながら多くの水俣病患者が受診したはずであるが、水俣病を示唆されたことはない。とりわけ、他にも水俣病の専門医として任じ、のちには診査協議会委員にもなった三嶋功が内科医長を勤める水俣市立病院が、多数の水俣病患者を別病名で片付けていたことは明らかであつて、その責任は重大と言わざるをえない。

生かされなかつた毛髪水銀量調査

熊本県による毛髪水銀量調査が実施のはこびになつたのは、住民検診が最終段階にはいつた一九六〇年一〇月であつた(Ⅱ)から、その調査結果が検診に生かされていないことは明らかである。以後あしかけ三年のあいだにのべ二、七二六人の毛髪が熊本県衛生研究所の松島義一らによって分析され、「水俣病に関する毛髪中の水銀量の調査、第一―三報」(261, 264, 265)と「衛生化学」一二巻二号で報告された。報告からは、水銀汚染が対岸天草を含む不知火海一帯に及んでいること、流通経路に乗つて熊本市内にまで汚染魚がかなり入つていゝること、水俣で相対的に数値がさがる反面周辺地域で高くなつていゝこと、などが読みとれる。報告も明記していゝように汚染源が絶たれていゝことは明白であつた。時とともに中間の数値に定着する傾向があること、周辺でむしろ数値が高まつていゝことなどは、さきのべた八幡ブルー経田の水銀排出の結果にはかならないであらう。

一九六二年一月県衛生部は、水俣病多発地域で過去に高かつた水銀値が半分ほどに下がつた二、三例を強調して発表し(二月一四日付け各紙)、水俣病の危険は去つたとして毛髪水銀量調査を三七年度限りでとりやめてしまつた。水俣病多発地区に限つても、さがつたとは言えなお六〇 ppm もある例や、以前より数値があがつた例などは無視された。鹿児島県衛生部のべ一、二三五人について同じような調査をした(266)がその結果を生かそうとはしなかつた。

これらの調査結果が示唆したはずの工場排水の調べ直し、水銀値が高かつた人の追跡健康調査などをしていれば、そのこの水俣病の歴史は違つた様相を呈したであらう。

行政は水俣病早期終息のためには何もしてはならない、とりわけあらたな患者を「発生」させてはならないと決意していたのであらう。毛髪水銀量が九二〇 ppm もあり、すでに症状をあらわしていた天草の女性(261)の成果3及び前掲「水俣病の疫学」、例外的に認定申請された水俣の女性(Ⅱ)をいづれも放置したまま死亡させたのはそのためである。

胎児性水俣病認定の遅れ

のちに胎児性水俣病とされた患児たちの認定が遅れたのも、認定によつて惹起される社会的影響、すなわち社会問題の再燃とチツソの補償負担とを診査協議会が危惧したためとしか考えられない。

水俣病多発地区に脳性小児麻痺患児が異常に多く生まれたことは早くから気づかれており、細川ノートには一九五七年八月から記載されている。疫学的に水俣病と関連があると考えられたが、熊大小児科や水俣保健所は認めるのに慎重で、「病理解剖によるほかなし」と言うばかりであつた。一九六一年三月、一人の患児が死亡して解剖され、有機水銀の影響が証明されたが、診査協議会は一例だけではなお不明として当該患児以外については結論をくださなかつた(Ⅱ5)。ちなみに、当時の診査協議会会長は熊本大学小児科教授の貴田丈夫であつた。そのことが前年の住民検診への小児科の不参加と、患児らに関する小児科の論文の歯切れの悪さと、そして診査協議会でのこの「慎重」さともたらしたものと思われる。

患児らの水俣病との関連が明らかにされたのは、小児科以外の研究者熊大神経精神科の原田正純によつてであつた(水俣地区に発生した先天性・外因性精神薄弱―母体内で起つた有機水銀中毒による神経精神障害、先天性水俣病と精神誌六六(六)一九六四・六)。その研究がまとまりつつあつた一九六二年九月、二人めの患児が死亡し解剖結果がえられた。これら研究結

果は一月二五日熊本医学会で発表された。その四日後に開かれた診査会が、患児全員認定という結論を下すまでに延々七時間もかかった(179)のは、「社会的影響」を考慮して今回も解剖された患児だけを認定すべきだと主張する委員を説得するためであったとしか考えられない。患児らの症状は数年来検討されつくしていたのだから。

認定制度の見直し

この胎児性水俣病患児認定の経過に कांगがみ、厚生省は診査協議会のありかたを徐々にかえていった。第一例が死後認定された直後の一九六一年九月、診査協議会は厚生省公衆衛生局から熊本県衛生部に移管され診査会に改組された(178)。患児らすべてがようやく認定されたあと、国会で患者を隠しているのではないかと追及された厚生省は、「診査会のあり方の検討」(181、182)をはっきりと示して熊本県と折衝をかさね一九六四年三月熊本県に「水俣病患者審査会設置条例」(184)を作らせた。従来との相違は、審査会が県知事の諮問機関となったことである。審査会がチツソに気兼ねしないよう、審査会の結論即補償という形を改めようという主旨である。ところが、改組された審査会は六人の患者(胎児性と小児)を認定しただけで事実上活動停止状態にはいつてしまうので、この主旨を熊本県と審査会がまったく理解していなかったことがわかるのは、一九六八年水俣病の原因についての政府見解が発表され、改めて潜在患者が申請しはじめて審査が再開されてからのことである。

5 被害者の放置

チツソの汚悪水によって被害をこうむりつづけた漁民たちは、水俣病によってとどめをさされた。行政の、排水をとめようともせず漁民にのみ漁の自粛を迫る「対策」が、いかに片寄ったものであるか言うまでもあるまい。チツソは熊本県・水俣市と結託し、被害にまったく見あわない「補

償」に漁民を追い込んだ。漁民は継続する汚染の中に放置され、被害者になりつづけるのである。

破壊された漁村

一九五九年一月二月、水俣病漁業紛争調停委員会のあつせんを受けいれて事実上敗北した不知火海沿岸漁民に、檢察は工場乱入事件の訴追という追い打ちをかけた(57、58、291、292)。漁協幹部は沖合漁場拡大のための交渉、真珠養殖導入策、水俣病患者対策、さらに訴追を受けた組合員の救援などに奔走した(52、56)。

漁民の生活を守り水銀汚染にさらさせないために不可欠な漁獲禁止はつに行われず、かわりにとられた漁場転換策は、かえって漁民たちを物心両面で苦しめる結果となった(12、53、54、133)。追いつめられた漁民は危険とは知りつつ水俣湾とその周辺で「密漁」をしたのであった(19、30)。漁業を廃業して生活保護に頼る人、日雇い仕事で喰いつなぐ人、故郷を捨てて遠隔地に去る人などがあいついだ。

水俣の場合影響はより深刻であった。水俣市政要覧によれば、昭和二八年度三一八あつた漁業世帯が、三五年度には一六八世帯へとほとんど半減している。たまたまこのころ名目だけの組合員の整理が行われたが、それだけでそんなに減少したとは考えられない。

水俣漁協の水俣病対策

一九六〇年六月、水俣漁協は水俣病患者をふやさないためというより、漁協水揚げの魚が安全であると印象づけるために、あらためて水俣湾内での操業自粛を申し合わせ(17)、密漁監視船まで出したが、その経費が疲弊した組合の負担となった(24、36)。手漕ぎ舟数隻を大型動力船で曳航し天草の近くで漁をするという計画(17、18)もたてられたが、国・県の補助がようやく決定した頃には、すでに漁家の淘汰がすすんで、残った漁船は動力化し、魚の売行きも回復していたから、結局実現せずに終わった(39)。

水俣湾の漁獲自主規制は、汚染の危険性がなくなったという裏付けはな
いままに、ボラ籠や定置網など網代が明確なものについては、一九六三年
五月に一部が、さらに翌年には全面的に解除された。

水俣漁協の補償交渉

一九六〇年はじめ松田市次郎組合長のもとに再出発した漁協は、組合員
整理問題で足並みの乱れを見せながらも、あらためて水俣病に関する補償
を要求することをきめた(12, 13, 14, 15)。前年八月水俣漁協が得た補償は、
水俣病とは関係なくそれまでの漁業被害についてののみということだったか
らである。

チツソは日化協に働きかけて田宮委員会を作らせ、有機水銀説のあいま
い化をはかるなどしながら要求拒否の姿勢をくすそうとしなかった。東京
本社前に座りこんで交渉を求めた漁民は結局直接交渉をあきらめ、熊本県
知事らのあつせんにゆだねた(15, 17, 133)。

チツソは、水俣工場あるいは関連企業への漁民就労をもって金銭補償に
かえたいとしてゆずらず、漁協を混乱に陥れることに成功した(20, 21, 30)。
その間水俣市議会は、会社案に沿った内容の要望書(137, 138)を出したり、
漁協の経費補助の陳情(24, 25)を保留したりして漁協に圧力をかけた。水
俣市漁業補償調停委員会があつせん打ちり宣言(207)で分裂状態に追い込ま
れた漁協(22, 23, 26)は、ついに屈服して白紙委任した。そのとき調停委員
会が、金銭補償拒否というチツソ側の条件のみを受け入れたのは不公正と
しか言いようがない。さらに最終段階で県商工水産部長らは、一〇万坪の
海面埋め立て権をわずか一、〇〇〇万円で獲得したいというチツソの企て
をそのまま調停案に加え、無理矢理漁協に呑ませた(27, 28)。

漁民就労のほかチツソは、水俣市が企画する漁業振興会社への共同出
資も補償の一部だとしたが、その企画自体が、水俣市によるチツソの補償
肩代わりだったと言えなくはない。その漁業振興会社は、エビ養殖を中心
に計画が練られたがついに実現せず(139)、資金はなしくずしに流用された

(35)。立地条件や漁民の意欲を考えず、チツソの思惑だけを優先させた計
画が、しよせん成功するはずはなかったのである。

ところで、金銭補償のかわりにチツソへ就労した漁民たち(29, 31)は、
そのご仕事や賃金で差別を受けた(313)。のちにのべる安賃闘争のさいに、
それら漁民出身労働者がほとんど第一組合側について海上ピケを受け持つ
などしたのは、チツソの不当な扱いに対する怒りからであった(40)。

この間の漁協総会議事録からは、漁民の意識、漁協の性格、組合長のあ
りようなどが手にとるように読みとれる。漁民たちの、漁協幹部、議員、
市長など権威に従順で、表面的な大義名分にろうらくされやすい気質は、
半農半漁の自給の共同体の中ではぐくまれたものであろうか。組合長はほ
んど絶対的な権力を持ち、事実上独断専行が許された。したがって、そ
の地位に誰が就いているかによって組合のありようが決まると言っても過
言ではないほどである。

鮮魚商組合の補償

水俣病によつて魚が売れなくなった時水俣の鮮魚商組合は、水俣湾産魚
貝類の不買宣言を發して漁民の窮状に拍車をかけたが、その彼らとて経済
的被害が深刻であつたことは言うまでもない(60)。一九六〇年はじめ鮮魚
商組合が補償を要求すると、チツソは漁民に対してと同様水俣病の原因不
明を理由につっぱねた。一年半後、水俣市議会議長瀧上末記が中に立つて
示された解決案は、組合が銀行から資金を借り入れ、それをチツソが肩代
わりして返済するという、補償とはほど遠いものであつた(61)。水俣病に
かかる補償には絶対応じないというチツソの意向はここでも貫かれた。

水俣病被害者の孤立

一九五九年一二月末の見舞金契約締結によつて、社会問題としての水俣
病事件は終息への道をたどり始めた。しかし、水俣病に対するチツソの責
任が明確にされなかったことが、水俣病患者家族をはじめその他の潜在患

者を真の救済から遠ざける結果を生んだことを忘れてはならない(2)。とくに見舞金契約締結にいたるまでの水俣病患者家族のたたかいは、チッソが支配する地域社会への反逆にほかならなかつたから、かれらには奇病患者ゆえの迫害差別に、チッソに桶突いて金を受け取ることに對する非難が加重した。互助会のなかでも、成年患者と未成年患者との見舞金の理不尽な差が契約締結後もこたわりとなつて残り、しつくりしない状態がつづいた。生活に追われた未成年患者家族のなかには、契約の一条四項にもとづいて一時金二〇万円を受け取り、以後の年金受給をあきらめた者もあつた。チッソの水俣病患者家族の扱いがいかにか冷酷であつたかは、見舞金改定交渉にかかわる一連の資料をみれば歴然として(77、81)。

国、県、市も水俣病事件終息後は、患者家族に目をくばり、暖かい手をさしのべることはしなかつた。患者の医療費を三者が負担することなどは言うまでもない当然のことである。とくに水俣市の冷やかさは、患者家族を直接抱えている自治体だけにきわだたるをえない。たとえば、それまで患者家族に出していた見舞金を打ち切つてしまい、市は、時たま送られてくるよそからの寄付金をとりつぐだけになつた。また、患者家庭互助会の死亡患者慰霊祭の申し入れを、水俣市は市民の反対を理由に拒否している(1)。これは実際にはチッソに對する気兼ねによるものであつて、のちに政府見解発表が迫つた時には、あわてて市をあげての慰霊祭を行いチッソも参列した。

胎児性患者の認定がようやく問題になつた一九六二年春頃、水俣市は市内の温泉地湯の児に水俣病患者のリハビリテーション施設を作ることを思いついた。国の補助もとつて、三年後に市立病院湯の児分院、いわゆる湯の児リハビリセンターを完成させたが、当初から水俣病以外の患者を多く受け入れたから、やがてかんじんの水俣病患者からは敬遠される結果となつた。そればかりでなく、水俣市立病院は水俣病患者の治療を独占しようとして地域医師会の反発を買ひさえた。両者とも潜在患者の放置については心を合わせていたとしか言ひようがないが、水俣病患者の

公費負担の治療費は奪ひ合つたのである(32)。

胎児性患者の認定、原因物質の抽出などが報じられるとそのつど、国・県・市は互いに連絡をとりあつて既認定患者の調査ぐらひはしたが、水俣病は終わつたものという認識を変えないことはなかつた。というより、水俣病が終つたという状況を変えないように行動した。たとえば一九六三年春原因物質抽出が報じられたあと、厚生省はチッソの排水調査を熊本県に示唆したが、県が実施した形跡はなく、また厚生省が調査結果を確かめようとした形跡もない。

しかし、認定患者はかりにも病院に通えば医療費の負担をまぬがれたが、水俣病症状がありながら医者にとつて告げてもらえなかつた患者、あるいは水俣病ではないかと思つても名乗り出ることでもできなかった患者は、ただひたすら苦しみに耐えていた。それら潜在患者の存在が明るみにするのは、政府見解の発表によつて水俣病の責任が明らかにされてのちのことである。

水俣病が葬り去られていたあいだ、状況の暗さにはほとんど絶望しながらも目を注ぎ続けた少数の人たちがいた。水俣市役所吏員の立場を離れて患者家族に接しつづけた赤崎寛、かれの手引きで患者家族をたずね歩きその魂の叫びを綴つた石牟礼道子、衛生工学研究者として水俣病事件のメカニズムを多面的実証的に追及した宇井純(287、288)、かれとしばしば行動を共にした記録写真家の桑原史成(2)、胎児性患児への想ひが怒りに転じた日吉フミコらである。かれらの営みはやがて水俣病闘争の基盤となるのである。

6 原因究明とその後

熊本大学研究班が水俣病原因物質究明を急いだのは、工場排水が強く疑われたにもかかわらず何ら有効な対策がとられなかつたばかりか、有機水

銀説さえ否定にひとしい扱われかたですまされようとしたからである。そして研究班の原因物質に関する研究を困難にしたのは、チッソと行政の非協力であった。チッソは、①水銀を大量に使うアセトアルデヒド酢酸工程について、②同工程から常時排出され、水銀を含んでいることがあきらかな精ドレーンについて、③同工程の廃水を投与した猫が発症したいわゆる四〇〇号実験についてなどすべてを秘密にし、サンプルもめつたに渡さなかつた。一方で、使っているのも流しているのも無機水銀だと主張しつづけたから、研究班は魚貝体内での有機化・有毒化という考えに迫込まれ、もつとも困難な、魚貝からの原因物質の抽出に取り組まざるをえなかつた。生化学教室の内田横男が、その考えに立つた実験を試み清浦らの批判を浴びたこと、その後考えをかねて実験をかさね、ついに貝からメチル水銀を抽出したものの結局注目されずに終わったことはすでにのべた(連絡協議会の項)。

入鹿山教室の研究

入鹿山且朗の衛生学教室のスタッフは原因物質抽出実験の過程で、魚貝のなかの有機水銀化合物の特異な性質、すなわち、塩酸性 pH 1.6で水蒸気蒸溜にかけると有機水銀だけが取り出せることに気づいた。以後それを指標ないし手法として実験をすすめた。この塩酸性 pH 1.6といふのは、魚貝を消化分解して原因物質を取り出すさい用いる酵素ペプシンが、もつともよく作用する値である。それがたまたま有機水銀が溜出しやすい値に近かつたのである。

- 入鹿山らは一九六〇年から翌年にかけて、
- ①水俣湾の魚貝からある種の有機水銀化合物が取り出せること、
 - ②その有機水銀は水俣病で死亡した人や猫の臓器にあるものと同じであること、
 - ③標品である水銀化合物を魚貝に蓄積させ再び抽出する実験で、その有機水銀はメチル・エチルの低級アルキル水銀にほかならないこと、

したがって

- ④魚貝の中に入る前にすでに有機水銀となっていること、
 - ⑤などをたしかめた。さらに一九六一年はじめには、
 - ⑤百間排水溝の泥中に有機水銀があつたことから、原因物質は工場工程から出ているらしいこと
- をたしかめるにいたつた。

いよいよ、水俣工場内の原因物質を排出している製造設備に迫る段取りになつたわけだが、そのときかれらが注目した水銀使用工程はアセトアルデヒド酢酸工程ではなく、塩化ビニール工程であつた以上、「水俣湾魚介中の有機水銀とその有毒化機転に関する研究」第一報ないし第三報、いずれも日誌)。

錯誤に陥つた理由は、

- ①水銀が被疑物質とされた最初の頃から、研究班は塩化ビニール工程とそこで使われる昇汞に目を向けていたこと、
 - ②第二薬理学教室がチッソから分与された水銀滓でおこなつた実験、さらにも同教室からサンプル分与を受けて行われた入鹿山教室での実験では、いずれも動物の発症がみられなかつたこと、などであつた。
- 水銀滓とは、アセトアルデヒド生成のさいに生じて、装置の連結管にたまるレジンなど泥状の有機化合物で、母液の硫酸水銀・還元した金属水銀などさまざまな化学物質が混じつたものとされる。アルデヒド工程から精ドレーンが出ていることはおろか、その呼び名さえ知らなかつた研究班は、水銀説発表後班長の名で「酢酸工場における水銀のスラッジを分譲」してほしいと水俣工場に依頼した(一九五九年一月二十七日付け)。水俣工場上妻技術部次長の大学での後輩にあたる第二薬理学教室の松本哲が水銀滓の受け取り役をつとめたが、かれは水銀滓を念入りに水洗してから実験・分析にとりかかつた。そして、入鹿山教室が当初第二薬理学教室から分譲されたのは、すでに洗われた水銀滓であつた。排水中のすなわち水にとけこんでいる有害物質が問題であるというのに、サンプルをまず洗つたのは不可

解なやりかたと言うほかない。

塩化ビニール工程を標的に定めた入鹿山教室を、その迷路から呼び戻したのは瀨辺恵鍔である。かれは一九六一年春に第二薬理学教授を退官したのちも、原因物質の由来について考えつづけていた(彼の思考過程は、「有機水銀化合物と水俣病」微妙な生体内での行動」日新医学四九巻九号にのべられている)。一九六二年四月、東京で開かれた衛生学会で入鹿山と喜田村に面会した瀨辺は、原因物質が酢酸工程以外で生成することは考えられないこと、部下の松本が水銀滓を洗ったのは誤りで、実験はナマの水銀滓から出発すべきことを説いた。入鹿山教室のスタッフはかねて独自にチソソからもらい受けていた水銀滓をロヨ一・六で水蒸気蒸溜にかけ、塩化メチル水銀の抽出結晶化に成功した。一九六二年初夏のことであった。

チソソ社内での研究

入鹿山教室で原因物質抽出に成功したのとはほぼ同じ頃、チソソ社内でも精ドレーンから塩化メチル水銀の結晶を取り出していた。それは偶然の一致ではなく、それまで熊本大学研究室にびったりついて追試実験をつづけていたチソソ社内研究班が、入鹿山らが水銀滓からの抽出実験にとりかかったと聞いて、あとを追った結果とみるべきであろう。

一九五七年五月以来チソソは、水俣工場技術部特殊試験室(分析研究室とも呼ばれる)での分析と附属病院での動物実験をもとに、熊本大学研究室への反論を展開してきた。しかし一九五九年秋、食品衛生調査会水俣食中毒部会が解散させられ、公式の研究組織として水俣病総合調査研究連絡協議会が作られることになると、チソソも表だっての反論をひかえるように言いわたされた。すでに酢酸工場廃液による猫四〇〇号発症という事実を見ていたチソソにとつては、むしろ都合のよいことだったとも言えよう。チソソは熊大研究班の実験・研究を追試しつづけ、有機水銀説を否定しうる有力な反証が得られることを期した。

ところで、附属病院スタッフに廃液投与実験継続を禁止した工場幹部は

同時に、実験はいったん魚貝に蓄積させてから食べさせる間接投与を主流とすると申し渡した。水俣病は魚貝の摂取によって起こるものだからという理由はこじつけで、直接投与によって工程内での原因物質生成が争う余地なくしかも迅速に証明されるのを避けたかったのである。この申し渡しの主旨から、社内研究班では直接投与で発症した場合はすべて「疑症」と呼ぶことになる。

一九五九年秋から一九六〇年夏頃にかけての技術部研究班の実験・研究は主として入鹿山教室の追試であった。当然ながら、水俣湾魚貝から抽出された水銀分は有機水銀であり、確実に実験動物を発症させ、しかもアルキル水銀らしいことがたしかめられた。熊大への反論は不可能となったばかりか、有機水銀説の正しさが証明されたのだ。しかし技術部研究班の報告書は、ことさらアルキル水銀特にメチル水銀に言及することを避けたり、実験の考察がゆがめられたりして、水俣病と有機水銀化合物とを関係づけたくないという思いに彩られている(89, 90)。

とはいえ、社内研究班は熊大研究班の追試ばかりしていたわけではない。たとえば、

- ① 貝中の有機水銀化合物は、塩酸性性ロヨ一・五一二の間で溜出し、アルカリでは溜出せず濃縮させること、さらにその濃縮液でネコが発症することを確認した実験、
- ② 何種類かの工場排水の中でドジョウを飼育してネコに投与し、精ドレーンと、アルデヒド廃水を含む混合排水とで発症することを確かめた実験、
- ③ 二種類のアミンの経口投与で出現した神経症状は水俣病とはちがうことを確認した実験、

などは意義あるものであった。しかし、それらの知見の応用や考察が傾向性をもつてなされたこと、なによりも一切が秘密にされたことから、まったく生かされずに終わった。

H-I実験

社内の実験で特に重要なのは「H-I液の毒性試験」と原因物質抽出実験である。前者でアセトアルデヒド酢酸工程廃液が水俣病を起こすことが確認され、後者ではその廃液から塩化メチル水銀が結晶でとりだされた。

工場排水が原因であると確定的に示されるまでは逃げ続けるといふ工場幹部とは反対に、細川一は、まず工場が黒か白かを明らかにすべきだと考えて廃液投与実験にとりくみ、ネコ四〇〇号を発症させたのだった。直接投与実験が禁止されたあとも、細川はいつか再開したいと願っていた。

一九六〇年五月と六月、あいついで工場幹部が変わったさい、細川は実験再開を強く願ひ出た。すでに定年をすぎた細川を工場幹部が病院に慰留しつづけたのは、それまでの水俣病研究の結果を公表されなくなかったからであろうから、細川に実験再開が許されなければ病院を去るといふ決意で臨まれると許さざるをえなかった。そのかわり実験は技術部と病院が一緒に、つまり市川技術部長と細川病院長の共同責任で行うこととなった。責任とは結果の秘密保持を意味している。採取した精ドレインには細川・市川の頭文字をとってH-I液と名付けて実験が行われた。

H-I液を与えられたネコは、途中で衰弱死したものを除けば、すべて確実に水俣病症状をあらわしたが、間接投与によらない発症という理由で疑症とされた(98)。病理解剖の結果は、検査を依頼された東京大学の斎藤守助教授が試料を紛失したため不明とされた。

石原の実験

技術部研究室にいた石原俊一は、一九六一年五月、精ドレイン中の原因物質の究明にとりかかった。かれはまず、大学時代の研究テーマであったパーパークロマトグラフィーの経験をいかし、一か月ほどで精ドレインの中に有機水銀化合物があることをつきとめた。

さらに化学的操作によってえた沈澱物が、塩化メチル水銀あるいは沃化メチル水銀であることをつきとめた。秋頃からは、精ドレイン中の有機水

銀化合物を魚粉に吸収させ動物に投与する実験で発症性を確認し、一九六二年二月、リポート「精溜塔廃液について」(92)をまとめた。

ついで石原は、精ドレインから直接有機溶媒に移しとるやりかたで塩化メチル水銀を抽出した。石原が結晶を「塩化メチル水銀」とたしかめたのは、熊本大学の入鹿山教室とほぼ同じ頃だったらしい。いずれの結果も工場幹部に報告されたが、すべては秘密にされた。

ところで石原は、回収循環で精ドレイン中の濃度があがっていたため、塩化メチル水銀は比較的取り出しやすかったと語っている(水俣病刑事裁判での証言)が、この段階に至らなければ抽出が不可能だったということではない。有機水銀を有機溶媒に移しうることは常識であり、精ドレインというサンプルはふんだんにあったのだから、その気になれば有機水銀説発表後ほどなく抽出できていたであろう。すくなくとも、精ドレイン中に有機水銀があることは、かなり早い時点で確かめることができたはずである。むしろ、精ドレインをあくまで秘密にしたのは、かなり早い段階でその中に有機水銀があることを知っていたからだと考えられる。

細川は原因物質抽出をまつことなく、この年の四月水俣を去り故郷の九州に帰った。

その後の熊本大学研究班

一九六一年末頃チツソの吉岡社長は、水俣病事件は終わったにひとしく、排水原因説も有機水銀説も今は脅威ではない、むしろ熊本大学をいたずらに刺激することを避けたいと考えていた(田宮委員会の項)。チツソの社内ですでに有機水銀説の正しさと、廃液によって水俣病が起きることが確かめられたにもかかわらず、熊本大学の研究を恐れないというのは、それなりの根拠があつての自信に違いない。その視点から、熊本大学研究班のありようを概観しておく。

(1) 有機水銀説否定の動き

食品衛生調査会の答申後有機水銀説が政府によって事実上棚上げされたことが、反対者らに反論の機会を与えたことは言うまでもない。また熊大研究班の中では、当初のマンガン、セレン説が消えたあと、精神神経科の宮川九平太がタリウム説に固執していたが、ためにする反対者らはそのことを研究班の不一致だとして攻撃材料に使った。もともと、今日でさえ国や県は、一九六〇年になっても「研究班のなかに諸説あった」ことが当時適切な対策を講じなかったひとつの理由だと主張しているのだが。

一九五九年末研究班の武内忠男は、有機水銀説がまだ容認されていないことに心を残しつつ、一年間のアメリカ留学に旅立った。その武内を追うように、公衆衛生学教授喜田村正次から「君の有機水銀説は否定された」という主旨の手紙が届き、煩悶した彼は真意をといたす手紙を何度か書き送ったという。一九六一年九月、国際神経病学会で水俣病について報告するためローマに赴く途中、武内は神戸大学に移っていた喜田村から有機水銀説の発表を思いとどまるよう説得されたという。

(2) チツソの融和策

一九六一年春、最も多難な時期の研究班を担ってきた世良完介医学部長が退官して忽那将愛があとをつぐと、チツソは熊本大学研究班との融和策を積極的にとりはじめた。社内研究で有機水銀説の正しさが明らかになりつつあったことも要因と考えられる。チツソの「水俣病問題の十五年」によれば、北川勤哉水俣工場長が大学に足をはこび、本田弘人学長をはじめ研究班の教授たちと面会して、協力を約すなどしたという。早くも五月には協力金の名目で一〇〇万円が寄付された。その金は同年九月ローマでの国際神経病学会に班員を派遣する費用として使われた。その九月頃には、世良が峻拒し続けていた田宮委員会に、研究班として参加することを了承し研究費の配分を受けはじめた。

当時熊本大学研究班は、すでに厚生省の予算措置が打ち切られ、文部省

の機関研究費だけを頼りに、一七の教室が名をつらねていた。前年から交付が始まったアメリカNIHのPHS資金による研究班は、援助がある間は退官後も世良がそのまま班長をつとめて存続していた。つまりその頃研究班は、研究費の出所からすれば三重構造になっていたのである。熊大研究班が形だけのものになりつつあった時、このPHS資金研究班が年一回ながら研究報告会を開催したことの意味は大きいといえよう。

一九六〇年以後、熊本大学研究班の臨床系の研究者が診査協議会を介して認定制度にとりこまれ、水俣病終息策に協力しはじめたことはすでに見た。水俣病の臨床研究は、宮川九平太亡きあと精神神経科教授となった立津政順が、教室員を率いて水俣に足を運び追跡調査をしたにとどまると言つてよからう。その調査の中からさきへのべた原田の胎児性水俣病の研究がうまれたのであった。ところが一九六二年秋、その成果を熊本医学会で発表しようとした原田に対し、折から安定賃金をめぐる大争議の渦中にあつたチツソのことを考慮して、発表を中止したらどうかという圧力がかかつた(原田正純「水俣病」岩波新書)。

(3) まげられた入鹿山報告

熊本大学衛生学教室の入鹿山らは、すでに見たように一九六二年初夏のころ水銀滓から塩化メチル水銀を抽出した。その結果をただちに「日新医学」に掲載し、広島市の衛生学会でも報告したが、なんの反響も呼ばなかった。衛生学会では、戸木田らのアミン実験の報告のかけにかくされた感があつたという。あけて一九六三年二月、世良が主宰するPHS資金研究班の報告会で、あらためて原因物質抽出は報告され、熊本日日新聞がそれをスクープしたことで初めて大きな反響を巻き起こした。

入鹿山らの研究の最重要点は、原因物質の抽出結晶化ということより、それがアルデヒド工程排出物中であつたこと、言いかえれば工程内で原因物質が生成していたことが証明されたことであつた。それは研究班にとつては、無機水銀がどこで有機化するかという長年の課題の解決であり、行

政にとつては原因不明・調査中という口実が失われたことを意味する。

ところが忽那医学部長は、報告がマスコミに漏れたことについて入鹿山を叱りつけ、チツソに詫びた(富田八郎「水俣病」)。そしてあらためて「水俣病は、水俣湾産の魚介類を摂取したことにより起こった中毒性中枢性疾患であり、その原因物質はメチル水銀化合物であることは間違いなく、かつ、その本態はアルキール水銀基にある」という「班の統一見解」を発表した。入鹿山らの研究の本質を原因物質の組成問題にすりかえていることはあきらかであろう。ちなみに、この「見解」はP H S 研究班長世良の名で厚生省にも送られた(27)。

そして、原因究明を待っていたはずの政府は、チツソをはじめ同種工場の排水についてなんら対策を講じようとしなかった。水俣ではアセトアルデヒド工程が廃止されるまでたれ流しがつづいて被害が拡大しつづき、新潟では第二水俣病を起こさせてしまうのである。

(4) タブー化する水俣病

一九六三年八月三十一日、P H S 資金研究班のお別れ会で世良が、かねてから言い言いついてきた水俣病に対するチツソの責任問題についてあらためて語ったところ(この日世良は熊本地検検事にチツソを強制捜査するよう働きかけて断られている)、翌日「水俣病はおさまったのにまたあおりたてて言うのはおやめになったほうがよいのではないか」と二、三人から言われたという。

水俣病はタブー、寝た子を起すなという雰囲気は水俣市より先に熊本大学にできていたと言っても過言ではあるまい。原田の胎児性水俣病の研究以後水俣病についての臨床研究は皆無で、動物実験ばかりが行われるというありさまとなった。

一九六六年三月、水俣病研究班によって発刊されたいわゆる赤本「水俣病—有機水銀中毒に関する研究—」の扉には、編集責任者・忽那班長の名で「チツソ株式会社の与えられた御援助」にたいする「深甚の感謝の意」

が掲げられた。そして一方、同書の忽那の筆になる「研究経過」には、胎児性水俣病の研究や工程内での原因物質生成究明という、熊本大学研究班にとつてもっとも重要な実績がともに記載されていないという事実をみると、だれしも奇異な感じを抱かざるをえないのではなからうか。

7 ゆるがぬチツソの地域支配

「チツソ城下町」「チツソあつての水俣」などとよく言われる。それらは水俣市でのチツソの支配力と、それを効果あらしめた住民の側のチツソへの依存意識を表している。チツソが水俣に立地した当初はともかく、昭和期以後そういつたことばに象徴されるようなありようが育つていった。それらのことばは、チツソの成長が地域ぐるみの収奪にはかならないことを隠蔽するのに役立つたし、水俣病の埋没化にもあずかって力となった。そして、チツソが資本の論理にしたがつて水俣を見捨て、撤退しようとしたのは始めた時期に、なおいつそうそれらのことばは力を発揮したのである。

石油化とスクラップアンドビルド

一九五九年一二月通産省が発表した、「今後の石油化学工業企業化計画の処理方針について」では、スクラップアンドビルド方式が明確にうたわれた。すなわち通産省は、石油化に伴う旧来設備の廃棄を、各企業の石油化計画承認の前提条件とすることによって、スクラップアンドビルドの徹底をはかったのであった。アセトアルデヒド生産に關していえば、七社八工場の旧来設備は早晚廃棄されるのが決定されたわけである。とは言え旧来設備には、石油化計画完了までのあいだ、増大しつづけるアセトアルデヒドの需要を賄うためフル生産を続けるという使命が課されていた。チツソの場合、一九五九年一月稼働しはじめた七期工場を先頭に、水俣工場のアルデヒド生産は一九六〇年にピーク(年産四五、二四五ト)を迎えた。

さて、石油化をめざす全国規模のスクラップアンドビルド計画のなかで、チツソの場合はふたつの特色があった。ひとつは、今見たように旧法によるアルデヒド生産を最大限続行する役割を担っていたこと、ふたつは、水俣工場はただスクラップ化されるだけで、ビルドは遠く離れた千葉県五井のコンビナートでなされることである。前者は水銀たれ流しの継続によって不知火海一帯への被害拡大をもたらし、後者は水俣での収奪の徹底化をもたらしした。

ところで、膨大な設備投資を要する石油化は必然的に企業に合理化を強いるが、チツソの場合は肥料の売行き不振と繊維製品の値下がりが一層合理化の要請を強めた(103、吉岡社長訓話)。

地域支配を許すもの

市当局をはじめ市議会や住民のほとんどがチツソの意に沿おうとしていることは、市議会議事録や市民有志のピラなどに表れている。市議会では、水俣市漁協の対チツソ補償要求、水俣港修築問題(水俣工場が排出したヘドロを浚渫し、岸壁を築造して大型船が入港できるようにする計画で、チツソがほとんど唯一の受益者である)、水俣病はもちろんそのほかの環境被害、さらには水俣工場の安賃闘争等々に関して、チツソが望むとおりの決定や決議がなされている。

水俣工場のスクラップ化を前提とした合理化計画が、水俣という地域社会の利益に反することは言うまでもない。水俣市の市税収入に占める水俣工場関係諸税の割合が年を追って低下していった事実、水俣工場雇用労働者の減少という事実等をもても、それは明らかだった。

にもかかわらず、チツソの合理化計画そのものに市議会が協力した顕著な例として、ふたつの「企業誘致条例」をあげることができる。一九六〇年議決された条例の内容は「新企業の誘致」などではなく、既存企業、事実上はチツソ水俣工場にかかわる税の減免を認めたものにほかならなかった。市の財政赤字が累積するなかで条例の矛盾点が指摘され、一九六六年

に廃止されるまでチツソは条例の恩典を受け続けた。ところがその翌年には、水俣工場スクラップ化に伴って新規事業を生みだしやすいようチツソを援助する「誘致条例」が、雇用確保の保証はなおざりにしたままで制定された。

住民たちも、チツソが問題に直面するとその都度さまざまな名称の支援組織を作り、チツソの意に沿った主旨の大会を開いたり、陳情をしたり、ピラをまいたりした。

このような「チツソによる地域支配」を可能にした要因として、市長や少なからぬ市議員さらには町の有力者たちが、チツソと深いかわりをもっていたことをあげることができよう。たとえば、一九五〇年から八年間、さらに再度一九六二年から六年間市長をつとめた橋本彦七は、アセトアルデヒド酢酸工程の発明者であり元水俣工場長であった。そして一方住民の側には、チツソの立地によってはじめて貨幣経済にくみ入れられて近代化の洗礼をうけ、生命・健康までも含めての搾取と知りつつも「会社行き」にあこがれたという記憶が生きており、一口に「工場の発展によって町の繁栄が招来されたのだ」と要約しようような意識があったと言えよう。

とは言え住民たちのなかに、チツソが徹底して地域を搾取していること、水俣を植民地のようにみなしていることを見抜いた人たちがいなかったわけではない。たとえば住民のあいだでは、ほかの企業城下町では美術館や公会堂など地元への還元があるのにもかかわらずは何ひとつないという話がかわされてきた。また敗戦後外地から帰ってきた幹部たちが水俣工場を乗っ取るように支配し、朝鮮窒素で身についた植民地での支配者意識のまま水俣に臨んだことは、社の内外に苦い思いを与えていた。町の有力者のひとり浮池正基(当時医師会長、のちに水俣市長)は、安賃闘争直前の頃チツソから忌憚ない意見を求められて、「チツソは水俣を植民地視しているのではないか、社員が肩で風を切って歩く様子を市民は苦々しく思っている」と答へ、のちにじごろ(地元出身)の中堅労働者が闘争の中核になったのを当然と思つたと述懐している。

成するメチル水銀であることが証明されてもなんの対策も講じられなかったため、水俣では被害が拡大・深刻化した。一方、同種工程について無策であるかぎり、水俣と同じ被害が発生するのは当然であった。

新潟水俣病の発生

昭和電工鹿瀬工場の排水によるいわゆる第二水俣病、阿賀野川有機水銀中毒症の患者が発見されたのは一九六五年はじめであった。ちょうどその頃、東京大学脳研究所助教から新潟大学神経内科教授に転出することになった樫忠雄が一人の患者を診察して、有機水銀中毒ではないかと考えたのが発見の端緒であった。同年五月樫らから報告を受けた新潟県は、ちはやく対策にのりだし、つぎつぎと手を打っていった。

魚介類を媒介とする有機水銀中毒としては二度目のものであったということが、新潟の関係者にすばやくしかも的確な対応を取らせた要因であることは否定できない。しかし、新潟県と新潟大学があい呼応してとりつづけた対策を見ると、行政と医学の当事者の姿勢が熊本とはまったく違うことがわかる。その積極的な姿勢が、資本の意を迎えようとする政府の動きをも制約したと言えよう。

初期の対策でもっとも評価さるべきものを、熊本との比較のために概観してみよう。五月末樫らの報告を受けると新潟県衛生部はただちに県内の水銀使用工場を調査しサンプルを採取する一方、国に調査費を要求した。そしてはばかりとなく、原因としては工場廃液が考えられると発表し、阿賀野川下流域での魚介類採捕規制を決定した。大学は保健所の協力をえて阿賀野川下流住民の疫学調査を実施し、有症者を拾いあげ毛髪水銀をはかるなどした。そのさいハンターラッセル症候群を基準とせず、神経症状はもれなくチェックして追跡検診するという方法を取った。そのご住民検診は地域をひろげつつくりかえされ、多くの被害者が発見救済された。その結果、同じ環境汚染を媒介とする有機水銀中毒でありながら、新潟と熊本とはまったく違ってよいほど異なった病像を呈することになった。

さて、そのような新潟現地での動きを受けて厚生省は、九月、新潟水銀中毒事件特別研究班を発足させ、同年はじめまでアセトアルデヒドの生産を続けていた昭電鹿瀬工場に的をしぼっての究明を行なった。およそ二年後の一九六七年四月、厚生研究班は「阿賀野川有機水銀中毒は昭電鹿瀬工場のアセトアルデヒド製造工程からのメチル水銀によるもの」という主旨の報告書をまとめた。

昭電側は御用学者を動員し、有機水銀中毒は新潟地震によって流出した農薬によるものだという異説を唱え、終始頑強に抵抗した。昭電の姿勢が変わらないとみた被害患者らは一九六七年六月二日、損害賠償請求訴訟を起こした。

ついに政府見解発表へ

完全に忘れ去られ終わったとされた第一水俣病は、新潟に第二水俣病がおこったことよって再び世に現れることとなった。時あたかも、高度経済成長のひずみのひとつである公害被害が各地で問題化していた。高度成長政策の入り口で起きた水俣病を切り捨てたツケが、このような形でまわされたのはけだし当然すぎることと言えよう。そのような状況のなかで、阿賀野川有機水銀中毒の原因についての政府見解を求める動きが、あいまいなままの第一水俣病の原因にも目を向けさせることになり、政府は新潟とともに水俣についても見解を出すことを約さざるをえなくなった。さらに、新潟の被害者のたたかいが水俣の被害者にも立ち上がるきっかけを与え、さらにのちには、新潟の水俣病像を手掛かりにした患者掘り起こしと熊本の医学者への問い直しとがなされることになる。

水俣病を葬り去った張本人・通産省は、第二水俣病の発生を見てようやく全国の水銀使用工場に警告を発し、その取り扱いに注意するよう指示するなどした(218)。水俣工場に対しては、アルデヒド酢酸工場の廃水は、そこに降った雨水にいたるまでタンクに貯蔵して排出しないよう指示し、工場はそれをいとも容易に実行した。その措置は、一〇年前奇病の原因とし

て廃水が疑われた時、八年前有機水銀説が発表された時、五年前原因物質が工程内で生成しているとわかった時、その気になれば取りえたと、とるべきだったものである。一方経済企画庁は、六年前の水俣病総合調査研究連絡協議会の資料の一部を加えた「水銀問題特殊調査」(24)を作るなどしたが、それはかえって原因究明を立ち消えにさせた事実をものがたるものとなっている。

水俣病についての政府見解発表はそれほど円滑になされたわけではなかった。新潟については出されたばかりの厚生研究班の結論が、熊本についてはすでに定説となっていた熊本大学研究班の結論が、いずれもゆがめられるのではないかと心配され、国会でもさまざまに論議された。その間水俣では、すでにチツソに都合のよい形で終わっている水俣病問題が再燃することを恐れて、「寝た子を起すな」論議がくりかえされるなどした。

一九六八年九月二六日に出された政府見解は、水俣については熊本大学研究班の結論のとおりであったが、新潟については、鹿瀬工場からの有機水銀が「基盤となる」というようなあいまいな表現となった(212、216、225)。ところで、政府見解の発表が遅れている間の一九六八年五月、チツソ水俣工場および電気化学工業青海工場のアセトアルデヒド製造工程は生産を停止した。それより先三月には、ダイセル新井工場のアセトアルデヒド工程も停止していた。すなわち、化学工業はこのころまでに石油への原料転換をなして、カーバイド・アセチレン法による生産はつなぎとしての役目も果たし終えたのであった。政府(通産省)とすれば、アセトアルデヒド製造工程が稼働している時に、その工程が水俣病の原因物質を生成するという見解を発表することは絶対に認めえなかつたであろう。政府見解に「なお、アセトアルデヒド酢酸設備の工程は本年より操業を停止した」とあるのは決して偶然ではない。政府は、全てのアセトアルデヒド酢酸設備の稼働停止を待つて、ようやく見解を発表したのである。

そのことは、一〇年も前から適用すべきだとされていた水質二法が、ようやくこの時になって水俣湾に適用されることになったことと合わせて、

通産省・経済企画庁がいかにアセトアルデヒド生産を重視していたか、しかも地域住民の生命健康を無視して生産を続行していたかをもがたっている。

立ち上がる患者たち

新潟で裁判が始まったころ、水俣でも、被害者の理不尽な扱われかたを憤る市民たちがわずかながらいた。そのうちの一人松本勉は、新潟の被害者や弁護士としきりに通信して、裁判闘争の可能性を探ろうとした(220以下)。新潟の原告患者・弁護士・支援組織としても、第一水俣病の被害者たちと連帯してたたいの輪を広げることを願い、一九六八年一月水俣を訪れた。そのことは、チツソ城下町の抑圧に息を殺していた水俣の患者家族たちと、かれらとともにたたかうことを期していた市民たちに力を与えた。数は少なかったが、患者を支援しようという「水俣病対策市民会議」(会長、日吉フミコ。のちに水俣病市民会議と改称)がこの時に生まれた。

そのような動きに対してチツソは、工場の水俣撤退をほめめかして水俣市民多数を味方につけ、患者家族と支援者の動きを封じこめようとした。しかし、患者家族のなかにはすでに、水俣という地域はおろか国家権力にも抗してたたかう決意を固めた人たちがいた。かれらはやがて、少数の支援者たちとともに裁判闘争へと進んでいくことになる。(宮澤信雄)

(本文中の(22) (212、216、225)などは、第三編の資料番号、(補1)などは、補遺の資料番号を示す)

あとがき

そもそも水俣病関係の資料集を出そうと最初に思い立ったのは作家の石牟礼道子さんであった。まだ水俣病第一次訴訟が係属中で、裁判支援の運動が全国に広がっていたころのことである。

当時、石牟礼さんが頭に描いていたのは、一般向けのごくコンパクトなものであったらしい。この資料集は、石牟礼さんの手持ち資料を中心に三原浩良氏(当時・毎日新聞記者)の協力を得て編集し、葦書房から出版することまで決まっていたが、いろいろな事情から、結局、実現しないままに終わった。

そこで、あらためて石牟礼道子さんの依頼により、一九七三年六月、水俣病研究会が資料集の編集を引き受けることになった。私たちは、資料集のイメージとして、水俣病事件史の流れに即して関係資料を配列することにより、客観的な資料を通して事件史を描き出すことができるようなものを考えていた。

二十数年前、私たちがこの資料集の編集に着手した時点では、これほど途方もない大仕事になろうとはだれ一人として予想していなかった。当初、私たちは、二年程度の時間をかければそれなりの資料集を出すことができると考えていたし、それがまた出版元である葦書房の強い希望でもあった。その当時、研究会所蔵の資料はすでにかんがりの規模に達していた。その大半は、研究会の報告書『水俣病にたいする企業の責任——チソンの不法行為』(一九七〇年刊)をまとめる過程で入手したものであった。

まず、私たちは、研究会所蔵の資料を整理し直し、一点ごとに資料カードを作成するところから作業を開始した。当面の目標は、関係資料を一般資料と医学資料に分けて資料目録(仮目録)を作成し、研究会のもつ資料全体

の分布と内容を確認したうえで編集方針の見通しをつけることにあった。資料目録の作成には予想以上の時間を要したが、その結果、研究会手持ちの資料にはかなりのバラツキがあり、とくに一九五〇年代の患者や漁民に関する資料がきわめて少ないこと、それを補うために水俣現地を中心に集中的に資料を収集する必要があることが判明した。

この種の事件においては、行政や企業側の資料と比べて、患者や漁民側の資料がきわめて少ない。被害者が記録を残すことはほとんどないからだが、こうした資料の偏在は事件の民衆史的研究のネックになっている。この点は、私たちにとつても大きな悩みであった。

一九七四年四月以降、既存資料の編集作業と並行して、水俣の患者・支援者宅や関係漁協に何回も足を運んで、精力的に被害者サイドの資料の収集に努めた。真夏の暑い盛りに漁協の屋根裏部屋に上がり込んで、ほこりにまみれた議事録などをみせてもらったのもそのころである。こうして新たに収集した資料はかなりの量にのぼったが、それを整理するのにまた相当の時間を必要とした。

私たちにとつて資料集の編集は初めてのことであり、ある程度の試行錯誤は避けられないことであった。たとえば、資料のファイリングひとつとつてみても、失敗を重ねたすえに、当初の事項別の分類から作成者別・年次別の形式的な分類に変更するといった具合である。こうしたファイリングのやり直しだけでもなかなか大変な仕事であった。

資料の採否を決定する編集作業は、各担当者がそれぞれ分担した時期の全資料に目を通して編集レポートを作成し、討議の結果、一点ごとに採否を決定するという方法をとった。各資料の資料価値をどう判断するかは、結局、水俣病事件史をどうみるかに帰着する問題である。そのため、資料によっては研究会の内部でも見解が分かれ、一つの資料の採否を決定するために長時間の討議を余儀なくされた場合も決して少なくない。解説についても同様であり、全体の構成や個々の記述をめぐって数え切れないほど激しい論議を闘わせた。こうした討議をふまえて、担当者が各編の解説を分担執筆した。

ところで、この二十数年の間に資料集の編集方針と刊行予定は二転三転し、当初考えていたものとは大きく様変わりしたものになった。編集作業が長期にわたり刊行が大幅に遅れた原因はいろいろあるが、水俣病事件が現に進行中の事件であるということも、その一つである。私たちは、編集作業と並行してたえず資料の収集に努めてきたが、新たに収集した資料で重要なものはそのつど資料集に追加することにした。その結果、後から追加した資料はかなりの分量にのぼった。

最初の予定では、一九七五年秋には資料集を刊行したいと考えていた。その当時考えていたのは、仮目録所載の資料を基本にした一巻本の資料集であった。しかし、新たに収集した膨大な資料を前にして、この構想は早々に断念せざるを得なくなった。このころから、研究会内部では、時間がかかっても本格的な資料集を編んで後世に残すべきではないかという気運がしだいに高まった。こうして、全二巻からなる大部の資料集（二巻当たり二段組み九〇〇頁）の構想が固まったのは、一九七九年初頭のことである。新しい構想では、前史を含めて一九六八年九月までの資料を第一巻に収録し、一九六八年一〇月から一九七三年七月までの資料は第二巻に収録することになった。

しかしながら、その後も編集作業と原稿作成は遅々として進まず、第一巻に収録する資料全体についてようやく見通しがついたのは、二巻本の構想が固まってから五年後の一九八四年三月のことである。その時点で、第一巻の分量はすでに一、三〇〇頁ないし一、五〇〇頁にもふくらんでいた。一九八四年四月に、解説を除く第一巻の原稿をやっと葦書房に手渡し、同年一月から待望の校正刷りが始まった。原本との突き合わせによって正確を期さなければならぬ資料集の校正は、予想以上に大変な仕事であった。収録した資料はきわめて多様なものであり、校正の手引きとなる凡例も二度三度手直しを余儀なくされた。

校正作業が軌道に乗り出し、その作業がほぼ半ばに達したところで、種々の事情から校正刷りが出なくなり、数年間の空白が生じた。私たちは、その間も追加資料の編集をつづけ、解説原稿の討議を重ねていたが、一時は刊行の見通しが立たないという厳しい状況に置かれた。校正作業を再開したのは、ようやく一九九二年九月から

である。

この時点で、私たちは、もういちど編集方針を根本から練り直す必要に迫られた。当初の刊行予定からあまりにも長い年月が経過し、研究会の中心メンバーもつぎつぎに還暦を迎える年齢になった。そうした事情からも、もはやこれ以上刊行を引き延ばすわけにはいかない。しかも、第一巻に収録すべき資料は、その後の追加資料でふくれ上がり、とても一巻分には収まらないほど膨大なものになっていた。そこで、水俣病事件史の大きな区切りである一九六八年九月までの資料を上下二巻に分けて編集するとともに、これを水俣病事件四十年の節目に当たる一九九六年五月を目標として刊行することにした。

私たちは、このような形で、一九七三年以来つづけてきた『水俣病事件資料集』の仕事にひとつの区切りをつきたいと考えている。もちろん、水俣病事件はまだ終わっていないし、その後の事件資料もすでに膨大な量に達し、しかも年々増えつづけている。私たちは、引きつづき関係資料の収集に努めているが、これらの資料を編集して新たな資料集を編む仕事は、より若い世代に期待したいと思う。

以上が資料集が誕生するまでのおおよその経過である。この経過からも明らかのように、この資料集の刊行は出版界の常識をはるかに越えている。そのため、出版元である葦書房はもちろん、印刷所にも多大の負担と迷惑をおかけする結果になった。葦書房の久本三多社長は、長い間、この資料集の完成を辛抱強く待ちつづけてくれた。そして、どんな苦境のなかにあっても資料集の出版を断念せず、私たちを励ましつづけてくれた。私たちは、そうした久本氏のなかに出版人としてのただならぬ執念をみる思いがした。久本氏は、一九九四年六月、この資料集の完成をみることなく急逝された。まことに慙愧に耐えない。

一九七三年以来、この資料集の編集作業を担ってきた主要なメンバーは、有馬澄雄・島内英臣・富樫貞夫・丸山定巳・宮澤信雄・望月敏和・山田忠昭・吉永利夫(五十音順)のほか、最近まで研究会の活動をともにしたメンバーを加えて九人である。このうち、富樫・丸山・宮澤・有馬の四人は、水俣病研究会の結成以来のメンバーであり、島内と山田の二人は、熊本大学に在学中から水俣病の運動に関わり、その後、研究会のメンバーに加わっ

た。また、かつて研究会の事務局を担った吉永は、財団法人水俣病センター相思社の仕事に専念するため、数年前より同じ相思社の望月と交替した。

資料の収集に当たっては、一連の「宇井資料」をまとめて提供してくれた宇井純氏や研究会に「細川ノート」を託して下さった細川光子氏(故細川一氏夫人)をはじめ、水俣市漁協、津奈木漁協、芦北漁協、チッソ水俣工場労働者、水俣病市民会議の会員など、数多くの方々から直接・間接の協力をいただいた。また、国会会議録の閲覧に際しては、馬場昇氏(元社会党代議士)から格別の便宜をはかっていただき、水俣病関西訴訟弁護団には、チッソ刑事事件に関する資料を閲覧させていただいた。資料収集に協力していただいた方々の名前をすべてあげることができないのは残念であるが、こうした方々の協力がなければ、現在みるような資料集を作ることはできなかったと思う。とくに貴重な資料を快く提供してくれた方々に対して心から感謝したい。

資料中の専門用語についてご教示をいただいた原田正純氏と甲斐文朗氏に対して、また、資料の整理や仮目録の作成を手伝ってくれた熊本大学の学生有志や相思社のボランティアに対してお礼を申し上げます。この二十数年の間、資料集の完成を待ち望みながら、折りにふれて私たちを激励してくれた人びとも少なくない。これらの方々に対して、刊行が遅れたことをお詫びするとともに、あらためて感謝の意を表したいと思う。

この「水俣病事件資料集」は、急逝された久本三多氏の後を受け継いだ葦書房社長・三原浩良氏の手によって世に送り出されることになった。奇しき縁を感じる。この資料集を担当してくれた編集部の小野静男氏には、この四年間、ご迷惑をかけることが多かった。氏の辛抱強い気配りに対しても、あらためてお礼を申し上げます。

*水俣病研究会 一九六九年九月に水俣病第一次訴訟を理論面から支援する目的で結成。事件に関する膨大な資料を収集しながら研究調査活動を続ける。「水俣病にたいする企業の責任——チツソの不法行為(一九七〇年)」、「認定制度への挑戦——水俣病にたいするチツソ・行政・医学の責任(一九七二年)」、「熊本県大百科事典(一九八二年)」の「水俣病」の項などを編集、現在に至る。

有馬澄雄(ありま・すみお) 一九四七年生まれ。熊本大学法文学部法学科卒。記録映画「医学としての水俣病・三部作」(青林舎、一九七六年)の制作に参加。「水俣病——二〇年の研究と今日の課題」(青林舎、一九七九年)編著。

島内英臣(しまうち・ひでおみ) 一九五〇年生まれ。熊本大学法文学部法学科卒。地方公務員。

富樫貞夫(とがし・さだお) 一九三四年生まれ。東北大学法文学部卒。著書に「水俣病事件と法」(石風社、一九九五年)がある。熊本大学法文学部教授(民事訴訟法・公書法専攻)。

丸山定巳(まるやま・さだみ) 一九四〇年生まれ。京都大学文学部卒。熊本大学文学部教授(地域社会学専攻)。

宮澤信雄(みやざわ・のぶお) 一九三五年生まれ。東京教育大学文学部卒。元NHKアナウンサー。

望月敏和(もちづき・としかず) 一九五七年生まれ。財団法人水俣病センター相思社職員。

山田忠昭(やまだ・ただあき) 一九五三年生まれ。熊本大学法文学部哲学科卒。団体職員。

吉永利夫(よしなが・としお) 一九五一年生まれ。財団法人水俣病センター相思社常務理事。

入鹿山且朗*
 松島義一*
 臨床 II 130, II 276, II 317, II 323, II 363, II 364,
 II 368, II 371, II 376, III 183, III 253, III 255,
 III 284, III 285, III 286, 補2
 細川一*
 徳臣晴比古*
 勝木司馬之助 II 364
 岡嶋透 III 187
 病理 II 323, II 364, II 367, II 371, II 373, II 378,
 II 381, III 253, III 284, III 286
 武内忠男*
 水俣病の医療 II 121, II 165, II 180, II 183, II 243,
 II 251, II 264, II 268, II 273, II 317, III 121,
 III 181, III 183, III 213
 水俣病の公式確認 II 215, II 216, II 217
 水俣病棟 II 189, II 193, II 354
 水俣文化集団 III 344, III 345, III 346, III 347
 水俣病報道の波紋 II 218, II 219, II 379, III 282, III 283
 水俣保健所 II 215, II 218, II 219, II 228, II 237, II 246
 見舞金契約 II 5, II 104, II 105, II 106, III 71, III 77,
 III 78, III 79, III 80, III 81, III 82, III 84
 宮川九平太 II 114, II 368, II 376, III 285
 宮地漁業協同組合 II 375
 宮田漁業協同組合 II 375
 宮野河内漁業協同組合 II 375
 三好礼治 I 22

モ

元山弘 III 157, III 158, III 160, III 161, III 299
 森中守義 II 355, II 356, II 357, III 231

ヤ

山本亦由 III 1, III 10, III 305

ユ

有機水銀 II 129, II 261, II 376, III 89, III 281
 有機水銀説
 熊本大学医学部研究班 II 366, II 367, II 368, III 255,
 補7
 食品衛生調査会水俣食中毒特別部会 II 114, II 323,
 II 329, II 330
 反論 II 112, II 113, II 115, II 116, II 118, II 119,
 II 120, II 122, II 123, II 377, II 395, III 217
 湯ノ見分院 III 148, III 150, III 155

ヨ

吉岡喜一 II 150, III 103

リ

硫酸焼酎被害 II 97, III 144, III 145
 漁の自粛 II 11, II 16, II 42, II 193, II 250, II 402, III 17,
 III 18, III 19, III 24, III 34, III 36, III 37, III 38, III 39
 行政指導 II 226, II 230, II 231, II 232, II 234, II 249,
 II 355, III 195
 自粛解除 III 44, III 143

ロ

六反田藤吉 II 364

ワ

渡辺栄蔵 II 1, II 3, II 251, III 1, III 44, III 304
 鰐淵健之 II 109, II 114, II 261, II 292, II 299, II 323,
 補7

原田正純 III 179
 原田義孝 III 179, III 187
 半谷高久 III 210, III 280
 爆薬説 II 149, II 150, II 324, II 395, II 408, II 412,
 II 438, III 88, 補7
 坂東克彦 III 1, III 290, III 292, III 300, III 307, III 309

ヒ

樋島漁業協同組合 II 375, III 251
 姫戸漁業協同組合 II 375
 百間排水 II 75, II 77, II 81, II 83, II 125, II 254, II 255,
 III 68, III 275, 補2, 補3
 病名変更要求 II 190, III 343
 日吉フミコ III 148, III 153, III 159, III 160, III 293, III 295,
 III 297, III 299, III 302, III 304, III 305

フ

深海漁業協同組合 II 375
 福田政雄 III 291, III 293, III 295, III 296, III 309
 福永一臣 II 210, II 350, II 354
 浮池正基 III 352
 藤岡大信 II 360, II 361, III 210
 淵上未記 I 7, I 12, II 19, II 20, II 23, II 436, III 12,
 III 134, III 153, III 158, III 162

へ

へド口除去(→浚渫・不知火海漁業紛争)

ホ

細川一 II 130, II 131, II 220, II 363, II 372

マ

松島義一 III 261, III 264, III 265
 松田市次郎 III 12, III 17, III 20, III 22, III 26, III 27, III 28,
 III 32, III 33, III 37, III 42, III 43, III 44, III 46, III 48,
 III 49, III 51
 松田心一 II 355, II 371, II 373
 松田鏡蔵 II 299, II 350, II 354, 補7
 松本勉 III 289, III 290, III 291, III 292, III 293, III 294, III 295,
 III 296, III 299, III 300, III 305, III 306, III 309

ミ

三嶋功 III 187

水上長吉 II 221, II 234, II 235, II 236, II 240, II 280,
 II 282, II 289, II 290, II 291, II 293, II 294,
 II 295, II 297, II 298, III 203
 水俣港 I 23, I 24, I 25, I 26, I 27, I 29, II 16, III 41
 水俣港改修 I 25, I 27, II 16, II 234, II 235, II 236, II 245,
 III 314, III 42, III 48, III 51, III 119, III 122, III 125,
 III 141, III 142, III 144, III 147, III 148, III 180,
 III 182, III 185, III 186, III 198, III 223, III 258, III 348
 水俣市芦北郡医師会 III 352
 水俣市魚市場 II 29, II 66, II 434
 水俣市議会 II 91, II 183, II 185, II 186, II 191, II 192,
 II 195, III 133, III 139, III 151, III 152, III 153, III 162
 水俣市奇病対策委員会 II 131, II 184, II 220, III 286
 水俣市漁業協同組合 I 1, I 6, I 7, I 8, I 10, I 12,
 I 13, II 32, II 85, II 86, II 87, II 88, II 89, II 90,
 II 91, II 93, II 94, II 95, II 96, II 97, II 98,
 II 145, II 148, II 174, II 192, II 218, II 220,
 II 238, II 244, II 250, II 251, II 293, II 409,
 II 426, II 430, II 432, II 434, II 440, III 119,
 III 120, III 125, III 141, III 144, III 147, III 185
 水俣市工場誘致条例 III 149, III 158
 水俣市の財政 II 116, II 117
 水俣市発展市民協議会 III 335
 水俣市繁栄促進同盟 III 316, III 329, III 349
 水俣食中毒特別部会 II 110, II 111, II 114, II 261,
 II 278, II 323, II 329, II 335, II 376, 補4, 補5
 解散 II 354, 補7
 水俣地区労働組合協議会 III 328, III 329
 水俣病関係経費 II 166, II 169, II 175, II 176, II 180,
 II 268, III 116, III 117, III 118, III 128, III 130,
 III 159, III 161, III 189, III 190, III 191, III 192,
 III 193, III 194, III 203, III 221
 水俣病患者家庭互助会 II 101, II 104, II 105, II 106,
 II 194, II 362, III 290, III 291, III 294, III 297,
 III 301, III 305
 水俣病総合調査研究連絡協議会 II 348, II 354, III 210,
 III 226, III 227, III 233
 水俣病訴訟 III 1, III 10, III 289, III 290, III 291, III 292, III 293,
 III 294, III 295, III 296, III 305, III 306, III 307, III 309
 水俣病(対策)市民会議 III 4, III 5, III 6, III 9, III 10,
 III 297, III 299, III 301, III 302, III 303, III 304, III 305
 水俣病の医学
 疫学 II 130, II 363, II 369, II 370, II 371, II 372,
 II 373, II 376, II 381, II 400, III 254, III 255,
 III 284, III 285, III 286
 松田心一*
 細川一*
 伊藤蓮雄*
 喜田村正次*

テ

寺本広作 II 286, II 287, II 299, II 386, III 100, III 195,
III 200, III 201
DOP I 17, I 20, II 132, II 133, II 134, II 135, II 136,
II 137, II 143, II 151, III 104

ト

東京工業試験所 II 338, III 275
戸木田菊次 III 282, III 284, III 285, III 288
徳江毅 II 376, III 162, III 324
徳臣晴比古 II 114, II 323, II 368, II 376, III 179, III 284,
III 285, III 288, 補7
特殊学級 III 5, III 132
特別立法 II 2, II 31, II 54, II 56, II 62, II 170, II 172,
II 197, II 253, II 256, II 257, II 262, II 264,
II 283, II 287, II 290, II 295, II 297, II 350,
II 384, II 385, III 220, III 310, III 311

ナ

中田漁業協同組合 II 375
中津美芳 II 251, III 1, III 3, III 10, III 33, III 44, III 287, III 305
中村止 II 186, II 193, II 197, II 200, III 136
長野祐憲 II 364
長野春利 II 280, II 282, II 288, II 289, II 290, II 291,
II 293, II 294, II 295, II 296, II 297, II 298,
II 299, II 300, II 301, II 302, III 199, III 203
南葉宗利 II 114, II 292, II 299, II 323

ニ

新潟県民主団体水俣病対策会議 III 3, III 4, III 289, III 309
新潟水俣病 III 186, III 199, III 214, III 215, III 216, III 218,
III 219, III 225, III 229, III 237, III 238, III 297,
III 300, III 309
西田栄一 II 116, II 153, II 192, II 248, II 291, III 13,
III 14, III 100, III 249
日本化学工業協会
塩化ビニール酢酸特別委員会 III 336, III 341
産業排水対策委員会 III 340
日本共産党 II 386, III 312
日本社会党 II 353, II 382, II 383, II 384, II 385, II 386,
III 310, III 311
日本窒素肥料株式会社(→チッソ)
認定制度 II 2, II 288, III 161, III 166, III 174, III 209, III 285
診査協議会 II 104, III 166, III 175, III 209, III 285
診査会 III 178, III 179

診査会のあり方 III 121, III 181
審査会 III 79, III 81, III 184, III 185, III 187, III 192

ネ

猫の水俣病
自然発症(猫狂い病) II 45, II 123, II 215, II 219,
II 227, II 228, II 230, II 231, II 258, II 307, II 308,
II 309, II 362, II 376, II 397, II 406, II 431, III 173
猫実験
熊本大学医学部研究班 II 367, II 372, II 373, III 277
チッソ II 107, II 123, II 128, II 376, III 89, III 285
N I H(米国国立衛生研究所) II 381
猫400号 II 376, II 378, III 98, III 285
H I 液実験 III 89, III 98, III 285
「寝た子を起こすな」発言 III 160

野口蓮 I 4
脳性小児麻痺様疾患(胎児性水俣病) II 376, III 288,
III 357

ハ

排水管理 III 68
排水管理委員会 II 72, II 73, III 63, III 68, III 94
排水処理 I 11, II 78, II 79, II 81, II 125, II 126, II 291,
II 360, III 68, III 287
八幡プール II 71, II 81, II 125, II 141, II 252, III 66,
III 68, III 70, III 87, III 152, III 153, III 273, III 353
逆送(水) II 79, II 81, III 63, III 65, III 66, III 68
浄化装置 II 82, II 87, II 93, II 98, II 198
サイクレーター II 78, II 81, II 102, II 126, III 66,
III 68, III 70, III 100, III 102, III 199, III 200, III 273,
III 287, III 322, III 324
セディフローター II 78, II 81, II 102, II 126,
III 68, III 100, III 102
浄化装置設置要求 II 6, II 9, II 24, II 31, II 33, II 52,
II 55, II 58, II 62, II 196, II 206, II 391, II 409
回答 II 85, II 86, II 87, II 88
行政指導 II 265, II 298, II 321, II 326, II 339, II 340,
II 342, II 347, II 360, II 361, 補4
処理系統図 II 81, III 70, III 94, III 253
排水路変更 II 54, II 56, II 58, II 252, II 299
橋本彦七 I 25, II 158, II 408, III 48, III 141, III 150, III 156,
III 157, III 159, III 160, III 161, III 305, III 329
八幡排水 II 75, II 77, II 81, II 83, II 252, III 68, III 153,
補3

Ⅲ96, Ⅲ97, Ⅲ252, Ⅲ256, Ⅲ262, Ⅲ263,
Ⅲ271, Ⅲ274, Ⅲ281, Ⅲ284, Ⅲ288
海中の水銀 Ⅱ377, Ⅲ94, Ⅲ276, Ⅲ280, Ⅲ284
水銀に関する行政指導 Ⅲ211, Ⅲ218, Ⅲ219
水銀対策専門家会議メンバー一覧表 Ⅲ211
水光社 I 12, Ⅱ396
水産庁 Ⅱ253, Ⅱ325, Ⅱ342, Ⅱ346, Ⅱ347, Ⅱ348, Ⅱ349,
Ⅲ220, Ⅲ268, Ⅲ269, Ⅲ273, 補4, 補5, 補7
水質保全法 Ⅱ63, Ⅱ346, Ⅱ350, Ⅱ354, Ⅱ360, 補4, 補5
栖本漁業協同組合 Ⅱ375

セ

生活保護 Ⅱ39, Ⅱ155, Ⅱ156, Ⅱ157, Ⅱ160, Ⅱ162
Ⅱ165, Ⅱ166, Ⅱ173, Ⅱ176, Ⅱ177, Ⅱ178, Ⅱ180,
Ⅱ184, Ⅱ185, Ⅱ208, Ⅱ210, Ⅱ213, Ⅱ214, Ⅱ220,
Ⅱ235, Ⅱ243, Ⅱ247, Ⅱ268, Ⅱ274, Ⅱ280, Ⅱ310,
Ⅱ317, Ⅲ5, Ⅲ6, Ⅲ7, Ⅲ115, Ⅲ116
聖成稔 Ⅱ261, Ⅱ354, Ⅱ359, Ⅱ361, 補7
精ドレン(精溜塔廃液) Ⅱ84, Ⅲ62, Ⅲ64, Ⅲ68, Ⅲ89,
Ⅲ92, Ⅲ94, Ⅲ285
精ドレン中の水銀 Ⅱ129
精ドレンの回収 Ⅲ64, Ⅲ67
政府見解(公害認定) Ⅲ161, Ⅲ212, Ⅲ226, Ⅲ227,
Ⅲ229, Ⅲ230, Ⅲ235, Ⅲ237, Ⅲ238
見解要求 Ⅲ4, Ⅲ297
補償要求 Ⅲ307, Ⅲ308
チッソ Ⅲ85, Ⅲ86
世帯更生資金 Ⅱ163, Ⅱ167, Ⅱ176, Ⅱ177, Ⅱ185,
Ⅱ242, Ⅱ268, Ⅱ274, Ⅱ316, Ⅲ317,
瀬辺恵鍬 Ⅱ114, Ⅱ368
世良完介 Ⅱ114, Ⅱ292, Ⅱ368, Ⅲ252, Ⅲ253, Ⅲ255,
Ⅲ257
鮮魚商への影響 Ⅱ10, Ⅱ65, Ⅱ66, Ⅱ67, Ⅱ188, Ⅱ386,
Ⅱ428, Ⅱ434
不買宣言 Ⅱ29, Ⅱ31, Ⅱ38, Ⅱ49, Ⅱ65, Ⅱ66, Ⅱ434
補償 Ⅱ65, Ⅱ68, Ⅲ60, Ⅲ61, Ⅲ133
潜在患者 Ⅲ161, Ⅲ312

ソ

園田直 Ⅲ1, Ⅲ11, Ⅲ236, Ⅲ238

タ

胎児性水俣病 Ⅱ246, Ⅱ411, Ⅲ5, Ⅲ8, Ⅲ161, Ⅲ175,
Ⅲ179, Ⅲ187, Ⅲ192, Ⅲ285, Ⅲ288
高戸漁業協同組合 Ⅱ375
高野武悦 Ⅱ360, Ⅲ210, Ⅲ268, 補7

武内忠男 Ⅱ114, Ⅱ292, Ⅱ323, Ⅱ364, Ⅱ368, Ⅱ379,
Ⅲ179, Ⅲ187, Ⅲ284, Ⅲ285, Ⅲ288
竹崎正巳 Ⅲ239, Ⅲ240, Ⅲ241, Ⅲ242, Ⅲ243, Ⅲ245,
Ⅲ246, Ⅲ248, Ⅲ251
田中典次 Ⅱ208, Ⅱ210, Ⅲ198, Ⅲ203, Ⅲ204, Ⅱ283,
Ⅱ287, Ⅱ288, Ⅱ289, Ⅱ290, Ⅱ291, Ⅱ293,
Ⅱ294, Ⅱ295, Ⅱ296, Ⅱ297, Ⅱ298, Ⅱ299,
Ⅱ300, Ⅱ301, Ⅱ302
棚底漁業協同組合 Ⅱ375
田浦町漁業協同組合 Ⅲ249, Ⅲ251, Ⅱ375
田宮委員会 Ⅲ282, Ⅲ284, Ⅲ285, Ⅲ337, Ⅲ338, Ⅲ340,
Ⅲ341, Ⅲ342, 補7

チ

チッソ(日本窒素肥料株式会社・新日本窒素肥料株式会
社) I 1, I 5
沿革 I 4, I 19, Ⅲ102
発電 Ⅲ102
製造工程 I 11, Ⅱ81
水俣工場の製品 I 21, Ⅱ371, Ⅲ102, Ⅲ104
水俣工場の再建合理化 Ⅲ113, Ⅲ149, Ⅲ157, Ⅲ158,
Ⅲ161, Ⅲ305, Ⅲ323, Ⅲ329, Ⅲ333, Ⅲ334,
Ⅲ343, Ⅲ346, Ⅲ347, Ⅲ362
水俣病以外の公害 Ⅱ97, Ⅲ69, Ⅲ126, Ⅲ144, Ⅲ145,
Ⅲ151, Ⅲ152, Ⅲ153, Ⅲ154, Ⅲ162, Ⅲ319
水俣工場と地域社会
納税額 I 18, Ⅱ138, Ⅲ149
附属病院 Ⅱ215
刑事責任 Ⅲ200, Ⅲ227, Ⅲ228
チッソの八幡沖埋立権取得 Ⅲ27, Ⅲ28, Ⅲ74, Ⅲ75,
Ⅲ358, Ⅲ359
チッソ水俣新労組(第二組合) Ⅲ107, Ⅲ326, Ⅲ329,
Ⅲ332, Ⅲ333, Ⅲ334, Ⅲ335, Ⅲ345, Ⅲ349

ツ

通産省 Ⅱ107, Ⅱ125, Ⅱ265, Ⅱ318, Ⅱ321, Ⅱ325,
Ⅱ326, Ⅱ328, Ⅱ347, Ⅱ348, Ⅱ350, Ⅱ354,
Ⅱ360, Ⅱ361, Ⅱ377, Ⅲ68, Ⅲ91, Ⅲ226, Ⅲ235,
Ⅲ268, Ⅲ269, Ⅲ273, Ⅲ300, 補3, 補4, 補5, 補7
対馬イカ釣り Ⅱ31, Ⅱ37, Ⅱ39, Ⅱ40, Ⅱ179, Ⅱ197,
Ⅱ214, Ⅱ267, Ⅱ271, Ⅱ275, Ⅱ297, Ⅱ354,
Ⅲ12, Ⅲ25, Ⅲ53, Ⅲ54, Ⅲ56, Ⅲ133, Ⅲ197,
Ⅲ203, Ⅲ204, Ⅲ231
津奈木村 Ⅱ201, Ⅱ202, Ⅱ203, Ⅱ204, Ⅱ208, Ⅱ209,
Ⅱ210, Ⅱ211, Ⅱ228, Ⅱ231, Ⅱ295
津奈木村漁業協同組合 Ⅱ375, Ⅲ52, Ⅲ248

排水管理*
 排水処理*
 排水規制 II 300, II 301, II 349, II 350, II 360, III 211
 排水路変更*
 排水停止要求 II 6, II 9, II 13, II 14, II 31, II 33, II 34,
 II 37, II 38, II 43, II 52, II 55, II 57, II 58, II 63,
 II 153, II 204, II 206, II 211, II 297, II 299, III 240
 回答 II 99, II 100
 排水停止反対 II 396
 工場用水 I 16, II 81, III 224
 上妻博宜 II 376
 厚生科学研究班 II 227, II 311, II 318, II 355, II 357,
 II 362, II 400, III 286, 補2
 厚生省 II 216, II 217, II 239, II 253, II 256, II 265,
 II 333, II 339, II 348, II 350, II 354, II 355,
 II 356, II 357, II 359, II 360, II 361, III 181,
 III 232, III 233, III 268, III 269, III 273, 補4, 補5
 厚生省食品衛生調査会(→食品衛生調査会)
 水俣食中毒特別部会*
 食品衛生調査会答申*
 国会調査団 II 62, II 153, II 298, II 299, II 351, II 353, 補7
 米一合運動 II 31, II 209, II 210
 合化労連 III 327
 御所浦漁業協同組合 II 375
 後藤源太郎 II 114

サ

酢酸係排水(→アセトアルデヒド廃水)
 酢酸製造 I 4, I 5, I 11
 桜井三郎 II 226, II 242, II 279, II 281, II 282

シ

浚渫
 水俣湾
 ヘドロ(ドベ)除去 II 13, II 24, II 31, II 33, II 34,
 II 43, II 52, II 63, II 87, II 88, II 98, II 206,
 II 287, II 354
 水俣港改修*
 排水溝 II 87
 小児水俣病 II 246, II 376, III 187
 食品衛生調査会 II 261, II 265, II 296, II 301, II 354, 補7
 食品衛生調査会答申 II 330, 補7
 食品衛生法 II 159, II 185, II 236, II 238, II 239, II 240,
 II 241, II 262, II 280, II 315, II 350, 補1
 白木博次 III 253, III 357
 不知火海沿岸の漁業協同組合 II 230, II 231, II 249,
 II 263, II 267, II 270, II 375

不知火海漁業紛争
 新日窒労組 II 390, II 391, II 392
 排水停止 II 33, II 34, II 55
 操業停止 II 52
 ヘドロ(ドベ)除去 II 33, II 34, II 52
 浄化装置 II 33
 陳情 II 56
 不知火海漁民騒動*
 不知火海漁業紛争調停委員会 II 2, II 3, II 28, II 31,
 II 61, II 102, II 104, II 154, II 286, II 287, III 57
 不知火海漁業紛争調停委員会 II 2, II 3, II 28, II 31,
 II 61, II 102, II 104, II 154, II 286, II 287, III 57
 幹旋調停 II 285, II 303, II 304, II 305, II 306, III 195,
 III 200
 経過 II 58, II 64, II 153, II 154, II 269, II 286, II 287,
 II 301, III 57, III 58
 不知火海漁民騒動 II 59, II 60, II 62, II 153, II 196
 刑事弾圧 III 52, III 56, III 59, III 195, III 196, III 239,
 III 240, III 241, III 242, III 243, III 244, III 245,
 III 246, III 247, III 248, III 249, III 250, III 251
 不知火海水質汚濁防止対策委員会 II 31, II 54, II 55,
 II 56, II 57, II 58, II 62, II 336, III 246, III 247
 新日窒労組(第一組合) II 60, II 386, III 107, III 108,
 III 109, III 110, III 111, III 112, III 290, III 327,
 III 345, III 349
 水俣病に対するチッソの責任 III 322, III 323, III 324
 「恥宣言」 III 320
 新日本窒素肥料株式会社(→チッソ)

ス

水銀

触媒水銀 I 11, II 80, II 117, II 121, II 125, II 337
 アセトアルデヒド廃水中の水銀 II 76, II 84, III 68,
 III 89, III 287
 精ドレン中の水銀 II 69, II 129, III 64, III 68
 毛髪中の水銀 III 95, III 120, III 157, III 164, III 167,
 III 168, III 171, III 208, III 252, III 261, III 264,
 III 265, III 266, III 288
 尿中の水銀 II 122, II 123
 猫の水銀 II 123, II 323
 百間排水中の水銀 II 75, II 77, II 81, II 83, II 125,
 III 66, III 68, III 89, III 275
 八幡プール排水中の水銀 II 75, II 77, II 81, II 83,
 III 68, III 89, III 153
 海底泥土中の水銀 II 81, II 123, II 125, II 323, II 375,
 II 377, III 252, III 258, III 259, III 271, III 274, III 280
 逆送水中の水銀 III 66, III 68
 魚介類中の水銀 II 122, II 375, III 89, III 90, III 94,

ク

- 久玉漁業協同組合 II 375
 忽那得愛 III 259, III 284
 国の水俣病対策協議会・懇談会等 II 319, II 325,
 II 328, II 331, II 334, 補2, 補4, 補5, 補7
 熊本県
 衛生部 II 216, II 217, II 218, II 219, II 221, II 223,
 II 224, II 227, II 228, II 229, II 239, II 245,
 II 251, II 254, II 258, II 273, II 276, 補6
 水産課 I 22, II 27, II 35, II 44, II 45, II 46, II 47,
 II 48, II 49, II 50, II 51, II 220, II 225, II 231,
 II 241, II 244, II 249, II 250, II 259, II 263,
 II 267, II 269, II 270, II 271
 社会課 II 274
 職業安定課 II 272
 水産試験場 II 252
 水俣保健所*
 水俣奇病対策連絡会 II 221, II 223, II 233, II 234,
 II 235, II 236, II 240
 熊本県沿海漁業協同組合第4部会 II 41
 熊本県沿海漁業協同組合第5部会 II 31, III 247,
 III 245, III 246
 熊本県議会 III 220
 水俣病対策特別委員会 II 113, II 172, II 191, II 283,
 II 287, II 376, III 197
 熊本県漁業協同組合連合会 II 36, II 99, II 100, II 102,
 II 103, II 154, II 297, II 299, II 301, II 386,
 II 391, III 240
 熊本県労働組合総評議会 II 242, II 394, III 316
 熊本大学医学部研究班 II 109, II 110, II 111, II 217,
 II 219, II 232, II 248, II 260, II 261, II 292,
 II 299, II 310, II 314, II 362, II 373, II 376,
 II 398, II 413, III 255, III 282, III 284, III 285, 補7
 桑原史成 III 2

ケ

- 経済企画庁 II 331, II 346, II 348, II 350, II 354, II 360,
 III 68, III 91, III 136, III 221, III 222, III 223, III 224,
 III 226, III 227, III 229, III 237, III 267, III 268,
 III 269, III 273, 補4, 補5
 原因究明
 熊本大学医学部研究班 II 232, II 292, II 364, II 365,
 II 367, II 368
 厚生科学研究班 II 227, II 318, II 355, II 357, II 369,
 II 370, II 371, II 372, II 373
 水俣食中毒特別部会 II 114, II 115, II 261, II 323, II 329
 食品衛生調査会 II 330

- チツソ II 107, II 108, II 109, II 111, II 112, II 113,
 II 115, II 116, II 118, III 89, III 90, III 92
 附属病院 II 130
 細川一 II 376
 水俣病総合調査研究連絡協議会 II 270, II 274,
 II 348, II 354, III 210, III 221, III 226, III 227,
 III 233, III 267
 三物質(マンガン・セレン・タリウム) II 107, II 108,
 II 127, II 128, II 232, II 235, II 357, II 364,
 II 368, II 371, II 373, II 376, III 285
 有機水銀 II 129, II 323, II 367, II 368, III 89, III 92,
 III 269
 有機水銀説 II 115, II 292, II 323, II 329, II 330,
 II 367, II 368, II 379, II 380, II 381
 疫学 II 130, II 363, II 364, II 368, II 369, II 371,
 II 372, II 373, II 376
 臨床 II 130, II 323, II 363, II 364, II 368, II 371,
 II 373, II 376
 病理 II 323, II 364, II 367, II 368, II 371, II 373
 分析 II 107, II 108, II 115, II 122, II 123, II 127,
 II 323, II 364, II 367, II 368, II 373, II 376,
 II 381, III 89, III 90, III 91, III 92, III 93
 動物実験 II 107, II 108, II 122, II 123, II 128, II 323,
 II 367, II 368, II 373, II 376, II 381, III 89, III 92
 H I 液実験*
 体制 II 109, II 111, II 260, II 299, II 319, II 348,
 II 350, II 357, III 210
 研究費 II 168, II 232, II 268, II 286, II 293, II 299,
 II 317, II 345, II 350, II 356, II 357, II 362
 非協力 II 109, II 113, II 266, III 85
 反論 II 108, II 112, II 113, II 115, II 116, II 118,
 II 119, II 120, II 122, II 123, II 124, II 146,
 II 149, II 150, II 291, II 332, II 339, II 342
 異説 II 158
 経過 II 219, II 234, II 276, II 277, II 278, II 317, II 318,
 II 320, II 350, II 355, II 358, II 362, II 376

コ

- 工場排水・廃棄物 I 16, II 98, II 103, 補2
 汚悪水・悪水*
 各設備廃水 I 11, II 81, III 68
 排水経路 I 11, I 22, II 81, II 360, III 275
 カーバイド残渣 I 22, II 6, II 81, II 97, II 98, III 68
 百間排水*
 八幡排水*
 排水分析 II 75, II 77, II 81, II 83, II 125, II 127, II 337,
 II 338, II 364, III 68, III 92, III 93, III 94, III 161,
 III 170, III 210, III 275, 補3

- 貴田丈夫 III179, III187
 清浦雷作 II114, II361, II377, III91, III210, III268, III269,
 III272, III273, III282, III283, III284, III285, III287,
 III288, III339
 漁獲禁止 II292
 漁業法 II221, II233
 食品衛生法* II159, II162, II236, II238, II239,
 II240, II241, II315, II356, 補1
 特別立法 II54, II56, II62, II170, II172, II183, II191,
 II197, II253, II256, II257, II262, II264; II283,
 II287, II289, II290, II294, II295, II297, II350,
 II382, II384, II385, III220, III310
 漁業振興会社 III35, III74, III133, III139, III140
 漁業対策 II12, II31, II64, II162, II197, II226, II233,
 II235, II240, II242, II244, II250, II259, II271,
 II280, II317, II350, II354, II356
 漁業転換*
 魚礁・築磯 II165, II166, II168, II169, II185, II289,
 III220
 対策費 II180, II268, III116, III117
 対馬イカ釣り*
 水俣市漁業協同組合 III34, III35, III39
 養殖 II289
 漁業転換 II15, II27, II37, II39, II40, II63, II179, II184,
 II187, II212, II213, II214, II225, II262, II264,
 II267, II275, II287, II290, II297, II384, II410,
 II415, II416, II417, III12, III17, III18, III25, III39,
 III53, III54, III197, III203, III204, III231, III310
 漁業被害 II52, II53, II58
 水俣市漁業協同組合 I7
 不知火海沿岸の漁業協同組合 II375
 漁獲減少 I1, I22, II6, II9, II20, II26, II34, II35,
 II164, II167, II176, II220, II225, II231, II299,
 II371, II375, II376, III14
 死浮魚・死貝 II31, II44, II45, II47, II49, II51, II58,
 II205, II206, II225, II231, II252, II295, II299,
 II375, II376, III30
 漁場被害 I6, I7, I22, II13, II20, II30, II53, II98,
 II167, II192, II225, II238, II252, II293, II374,
 III43, III51
 漁業被害対策委員会(水俣市漁協) II6
 漁業への影響
 販売不振 II30, II38, II43, II44, II45, II46, II47, II48,
 II49, II50, II51, II52, II54, II56, II58, II63,
 II201, II202, II204, II205, II206, II207, II208,
 II210, II212, II231, II263, II270, II349, II375
 魚価低下 II7, II10, II15, II17, II204, II349
 操業不能 II10, II15, II29, II31, II54, II56
 漁協経営 II17, II39
 鮮魚の不買(売) II29, II31, II63
 漁業補償
 補償金累計 III118
 水俣市漁業協同組合(奇病発生前) I1, I6, I7,
 I12, I13, II81
 契約 I1, I6, I7, I13
 経過 I3, I12
 水俣市漁業協同組合(第一次) II88, II89, II90,
 II93, II94, II95, II96, II98, II145, II148,
 II150, II174, II183, II192, II195, II198,
 II199, II200, II259, II293, II434, II436
 新日窒労組 II387, II388
 要求 II21, II24
 回答 II88, II89, II90
 陳情 II28
 斡旋調停 II25, II92, II192, II195, II198, II199,
 II200
 契約 II93, II94, II95, II96
 配分 II40, II41, III12
 経過 II17, II19, II20, II22, II23, II81, II91, II98,
 II145, II148, II150, II174, II183, II192, II195,
 II259, II293, II434, II436
 不知火海沿岸の漁業協同組合 II153, II183, II202,
 II203, II204
 熊本県漁業協同組合連合会 II102, II103, II154
 要求 II34
 陳情 II54, II63
 契約 II102, II103, III72, III73
 経過 II31, II42, II153, II154, II183, II202, II203,
 II204, III57
 不知火海漁業紛争*
 不知火海漁民騒動*
 水俣市漁業協同組合(第二次)
 要求 III14, III16
 斡旋調停 III15, III28, III207
 契約 III74, III75, III76
 配分 III31, III32, III33
 漁民雇用*
 除名処分 III22, III23, III26, III27, III30
 経過 III15, III20
 水俣港改修 III42, III125, III141, III144, III147, III185
 漁民救済
 生活援護 II39, II54, II56, II63, II163, II167,
 II196, II203, II207, II208, II209, II210,
 II213, II220, II225, II274, II356, III55, III198
 転業 II160, II208, II213, II220, II272, II349, II352,
 II383, III114, III198
 漁民雇用 III20, III22, III23, III27, III29, III30, III31,
 III40, III74, III75, III76, III313, III360

塩化ビニール工場

製造工程 II 117

水銀 II 80, II 117, II 125, II 337, II 341, II 367, III 287

同種工場 II 341, II 343, II 360

塩化ビニール生産販売量 III 104

塩化ビニール廃水

処理 II 125, III 65, III 68

処理系統図 III 70

水銀量 III 68

調査 II 341, II 360

遠城寺宗知 II 378, III 285

才

汚悪水・悪水 I 13, II 6, II 93, II 98, II 198, II 206, III 144,
III 153

大石武夫 III 282

大島竹治 II 149, II 150, II 261, II 324, II 395, III 282,
III 336, III 340, III 342

大多尾漁業協同組合 II 375

大道漁業協同組合 II 375

大橋登 III 155, III 159

大八木義彦 III 282, III 284, III 285

オール水俣共同戦線 II 62, II 196, II 305, III 343

岡嶋透 III 187

オクタノール I 17, I 20, II 132, II 133, II 134, II 135,
II 136, II 137, II 143, II 144, II 147, II 151,
II 152, III 104

尾崎正直 II 376

汚染の広がり

隣接地域 II 204, II 210, II 212, II 228, II 252, II 258,
II 295, II 299, II 309, II 335, II 376, II 441

水俣湾外 II 406

不知火海 II 58, II 206, II 259, II 308, II 375, II 431,
II 435

尾村偉久 II 357, 補3

力

カーランド(Kurland, L.T.) II 379, II 380, II 381, III 282,
補7

海域汚染図(水俣市地先略図) I 22

係排水(→アセトアルデヒド廃水)

科学技術庁 III 225, III 227, III 237

カキ蓄養 II 374

隔離病棟(避病院) II 362

学用患者 II 243, II 356, II 362

鹿児島県出水保健所 II 307, II 308

鹿児島県衛生部 II 309

勝木司馬之助 II 364

川村継義 II 350, II 354

観光への影響 II 10, II 184, II 188, II 234, II 404, II 436,
III 116, 補2

患者一覧表 II 247, II 363, III 77, 補6

患者家族の実態 II 1, II 155, II 156, II 157, II 160,
II 161, II 173, III 2, III 8, III 287, 補2

患者救済援護

対策 II 155, II 156, II 157, II 166, II 168, II 173, II 176,
II 177, II 180, II 185, II 187, II 191, II 196, II 197,
II 242, II 264, II 268, II 274, II 280, II 282, II 316,
II 317, II 320, II 322, II 352, II 354, II 358, II 383,
II 385, III 129, III 131, III 134, III 143, III 148, III 157,
III 161, III 198, III 201, III 234, III 236, III 311

要求・陳情 II 1, II 251, III 5, III 6, III 7, III 9

米一合運動*

患者支援 II 418, III 289, III 290, III 291, III 292, III 293,
III 294, III 295, III 296, III 297, III 299, III 302,
III 305, III 306, III 308, III 312, III 320, III 325,
III 330, III 331

患者対策 II 219, II 221, II 362, II 371

患者統計 II 165, II 276, II 277, II 278, II 369, II 371,
III 167, III 189, III 190, III 191, III 192, III 193,
III 194, III 213, III 224患者の現況 II 311, II 317, III 124, III 148, III 150, III 155,
III 159, III 187

患者の就職斡旋 II 161, III 83

患者の診定 II 131, II 237, II 413, III 169, III 175, III 179,
III 192患者の発生状況 II 176, II 182, II 184, II 218, II 219,
II 276, II 286, II 371, II 397

患者補償

要求 II 4

回答 II 101

陳情 II 3, III 11

調停 II 303, II 306, III 200

見舞金契約*

補償金累計 III 188

経過 II 2, II 154, II 183, II 287, III 1, III 99

キ

危険海域

漁の自粛* II 11, II 42, II 230, II 249, II 250, III 139,
III 143海域設定 II 54, II 56, II 66, II 257, II 262, II 264, II 360,
II 383, II 384, III 37, III 195, III 310喜田村正次 II 114, II 292, II 323, II 364, II 368, II 376,
III 210, III 268, III 288

索引

- 各項目の数字は、その項目の該当する資料番号を示す(Ⅱ226は第Ⅱ編-226の資料であることを示す)。
- 特に重要な項目については、大項目(太字で表示)・中項目・小項目に分類して掲げた。たとえば、「原因究明」という大項目をみれば、それに関連する主な項目はすべて検索できるように工夫した。
- 大項目はすべて五十音順に配列したが、中・小項目は内容に応じて配列したので、必ずしも五十音順にはなっていない。
- 目次で検索できる項目(資料の作成者および資料の標題)は索引には入っていない。
- 末尾に*印を付した中項目および小項目は、別に大項目としても掲げたことを示す。

ア

阿賀野川有機水銀中毒被災者の会 Ⅲ4
 芦北沿岸漁業振興対策協議会 Ⅱ31, Ⅱ33, Ⅱ206
 芦北町議会水俣奇病対策特別委員会 Ⅱ214
 芦北町漁業協同組合 Ⅱ375, Ⅲ239, Ⅲ241, Ⅲ242, Ⅲ243,
 Ⅲ244, Ⅲ245, Ⅲ246, Ⅲ247, Ⅲ250, Ⅲ251
 アセチレン有機合成 I 5, I 17, I 20, Ⅱ229
 アセトアルデヒド工場
 製造工程 Ⅲ287
 触媒水銀 Ⅱ80, Ⅱ121, Ⅱ337
 有機水銀化合物の生成 I 9
 技術改良 I 9, Ⅲ62
 母液
 処理 Ⅱ84, Ⅲ63, Ⅲ94, Ⅲ162
 売却処分 Ⅲ321
 同種工場 Ⅱ344, Ⅱ360
 アセトアルデヒド廃水 Ⅱ84, Ⅱ125, Ⅱ341, Ⅲ64
 処理 I 11, Ⅱ69, Ⅱ70, Ⅱ74, Ⅱ125, Ⅲ65, Ⅲ68, Ⅲ152
 処理系統図 Ⅲ70
 水銀量 Ⅱ76
 精ドレン*
 猫実験 Ⅲ89, Ⅲ98, Ⅲ285
 アミン説 Ⅲ89, Ⅲ269, Ⅲ272, Ⅲ282, Ⅲ284, Ⅲ285, Ⅲ339
 嵐口漁業協同組合 Ⅱ375
 安定賃金闘争
 合化労連 Ⅲ327
 新日窒労組 Ⅲ40, Ⅲ314, Ⅲ315, Ⅲ316, Ⅲ317, Ⅲ318,
 Ⅲ328
 チッソ水俣新労組 Ⅲ326
 チッソ Ⅲ103, Ⅲ106, Ⅲ107, Ⅲ112
 地域集団 Ⅲ349, Ⅲ350, Ⅲ351

水俣文化集団 Ⅲ344, Ⅲ345, Ⅲ346, Ⅲ347
 安定賃金協定案 Ⅲ105
 妥結協定 Ⅲ108, Ⅲ109, Ⅲ110, Ⅲ111

イ

出水市漁業協同組合 Ⅱ309
 出水地区漁業補償対策委員会 Ⅲ72
 市川正 Ⅲ282, Ⅲ285
 伊藤蓮雄 Ⅱ184, Ⅱ372, Ⅱ376, Ⅱ404, Ⅲ199, Ⅲ287
 入鹿山且朗 Ⅱ114, Ⅱ364, Ⅱ368, Ⅱ376, Ⅲ122, Ⅲ123,
 Ⅲ258, Ⅲ284, Ⅲ287, Ⅲ288

ウ

宇井純 Ⅲ301
 内田横男 Ⅱ114, Ⅱ261, Ⅱ368, Ⅲ268, Ⅲ269, Ⅲ276,
 Ⅲ281, Ⅲ284, Ⅲ285, Ⅲ287

埋立

熊本県による埋立 Ⅱ88
 チッソによる埋立 I 10, I 12, I 13, I 14, Ⅱ96, Ⅱ98,
 Ⅱ198, Ⅱ199
 チッソの八幡沖埋立権取得*
 水俣湾(袋湾)埋立案*
 梅戸港 I 15, Ⅱ22

エ

江頭豊 Ⅲ305, Ⅲ323
 H I 液実験 Ⅲ89, Ⅲ98, Ⅲ285
 N I H(米国立衛生研究所) Ⅲ282

水俣病事件資料集(下巻)

1960
|
1968

一九九六年七月一日初版第一刷発行

編者 水俣病研究会

発行者 三原 浩良

発行所 葦書房有限公司

福岡市中央区赤坂三丁目一番二号
電話〇九二(七六二)二八九五

印刷所 瞬報社写真印刷株式会社

製本所 日宝綜合製本株式会社

装幀 毛利 一枝

落丁・乱丁本はお取替いたします。

© 水俣病研究会 1996 ISBN4-7512-0629-X